

令和5年第2回美幌町議会定例会会議録

令和5年3月 2日 開会
令和5年3月16日 閉会

令和5年3月2日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 報告第 1 号 美幌町議会運営委員会事務調査結果報告について
日程第 5 発議第 1 号 美幌町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第 6 発議第 2 号 美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 8 同意第 2 号 美幌町農業委員会委員の任命について
日程第 9 議案第 2 号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 10 議案第 3 号 令和 4 年度美幌町一般会計補正予算(第 13 号)について
日程第 11 議案第 4 号 令和 4 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
日程第 12 議案第 5 号 令和 4 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
日程第 13 議案第 6 号 令和 4 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 4 号)について
日程第 14 議案第 7 号 令和 4 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 3 号)について
日程第 15 議案第 8 号 令和 4 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 3 号)について
日程第 16 議案第 9 号 令和 4 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 5 号)について
日程第 17 議案第 10 号 美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について
日程第 18 議案第 11 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 19 議案第 12 号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第 20 議案第 13 号 令和 5 年度美幌町一般会計予算について
日程第 21 議案第 14 号 令和 5 年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
日程第 22 議案第 15 号 令和 5 年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 23 議案第 16 号 令和 5 年度美幌町介護保険特別会計予算について
日程第 24 議案第 17 号 令和 5 年度美幌町水道事業会計予算について
日程第 25 議案第 18 号 令和 5 年度美幌町公共下水道事業会計予算について
日程第 26 議案第 19 号 令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計予算について
日程第 27 議案第 20 号 令和 5 年度美幌町病院事業会計予算について
(令和 5 年度予算編成方針)
(令和 5 年度教育行政執行方針)
日程第 28 一般質問 1 番 戸 澤 義 典 君
5 番 木 村 利 昭 君

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君

2 番 藤 原 公 一 君

3番	大江道男君	4番	高橋秀明君
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君
7番	坂田美栄子君	副議長	8番 岡本美代子君
9番	稲垣淳一君	10番	古舘繁夫君
11番	上杉晃央君	12番	松浦和浩君
13番	馬場博美君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育委員長	矢萩浩君
農業委員会 会長	千葉正美君	選挙管理委員会 委員長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉君	税務課長	松尾まゆみ君
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋本 勝君	耕地林務主幹	伊藤 寿君
みらい農業課長	午来 博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤 明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠國 求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局次長 遠國 求君 次長 小室秀隆君

議事係長 高田秀昭君 庶務係長 村田剛君
議事係 金子未准君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番上杉晃央さん、12番松浦和浩さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月22日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和5年第2回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る2月22日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、2日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、議会運営委員会から事務調査結果報告を行い、発議第1号美幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを審議します。

続いて、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてから、議案第9号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてまでを審議します。

令和4年度関連議案の審議後に、令和5年度関連議案である議案第10号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について

から、議案第20号令和5年度美幌町病院事業会計予算についてまでの11件を一括上程した後、町長から予算編成方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、戸澤義典さん、木村利昭さんの2名を予定しています。

第2日目、3日は、前日に引き続き一般質問を行い、古舘繁夫さん、藤原公一さん、私、馬場博美、坂田美栄子さん、松浦和浩さんの5名を予定しています。

第3日目、4日土曜日及び第4日目、5日日曜日は、休日休会となります。

第5日目、6日は、第2日目に引き続き一般質問を行い、稲垣淳一さん、上杉晃央さん、大江道男さん、伊藤伸司さん、高橋秀明さんの5名を予定しています。

第6日目、7日は、前日に引き続き一般質問を行い、岡本美代子さんの1名を予定しています。その後、令和5年度関連議案の説明を受けます。

第7日目、8日は、第6日目に引き続き令和5年度関連議案の説明を受け、説明終了後、本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第8日目、9日は、第7日目に引き続き本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第9日目、10日は、各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したものに対して関係部局が資料を作成するため、議決休会とします。

第10日目、11日土曜日及び第11日目、12日日曜日は、休日休会となります。

第12日目、13日は、第9日目に引き続き各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したものに対して関係部局が資料を作成するため、議決休会とします。

第13日目、14日から第16日目、17日は、令和5年度関連議案の質疑を行います。質疑終了後、本会議を休憩し、会派

等による審議を行います。その後、本会議を再開し、令和5年度関連議案の表決を行った後、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、団体からの陳情及び意見書の提出を求める陳情・要請を4件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

美幌町農民同盟からの食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書提出の陳情については、意見書案を作成し、本定例会において審議することにいたします。

なお、コドソラからの日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書提出の陳情、北海道を明るくする会からの庁舎内における職員への政党機関紙への勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情、靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月2日から3月17日までの16日間としますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど、調整することもありますので、御承知おき願います。

本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期16日間の長丁場となりますが、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月17日までの16日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月10日及び3月13日の2日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月17日までの16日間とし、3月10日及び3月13日の2日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、千葉農業委員会会長、所用のため明日以降、高木監査委員、所用のため3月8日から3月9日まで欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日ここに、令和5年第2回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄附についてであります。

昨年12月21日、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から、博物館の備品充実に役立てていただきたいと183万7,000円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って備品の充実を図ってまいりたいと存じます。

第2に、防衛3文書についてであります。

昨年12月16日、日本の安全保障の指針となる防衛3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）が閣議決定されました。

新たな国家防衛戦略では、自衛隊の体制整備について「統合運用の実効性を強化するため、陸海空自衛隊の一元的な指揮を執る統合司令部を常設し、統合運用に資する装備体系の検討を進める」とする一方で「陸上自衛官の現定数を約2,000人減少した上で、自衛隊の組織定員と装備の最適化を図るため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する」ことが明記されております。

また、地域コミュニティとの連携について「自衛隊の政策や活動への理解を得ながら、地元要望に応じた調整を実施することや「部隊の改編や駐屯地・基地等の配備・運営に当たっては、地域の特性と地元経済への寄与に配慮する」ことが改めて示されたところであります。

さらに、新たな防衛力整備計画では、北海道を守る陸上自衛隊の体制について「良好な訓練環境の下、高い練度と機動運用を

基本とする1個師団、2個旅団、1個機甲師団を引き続き維持する」ことや「有事では、部隊等の能力を最大限発揮するため、所在する演習場等の整備と訓練基盤の充実を図る」ことが示されたことは、北海道が我が国の防衛政策にとって重要な位置づけにあり、防衛力の強化に不可欠な要所であることを表しています。

3月下旬、美幌に駐屯する第5旅団隷下の第6普通科連隊は、即応機動連隊への改編完結を迎えますが、高い機動力と即応性を備える即応機動連隊は、災害等で全国に機動展開する部隊となります。隊員及び御家族のサポートが今まで以上に必要となりますので、美幌駐屯地と締結している協定書に基づき、町全体でしっかりと支援に努めてまいりたいと存じます。

日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、平和と安全を守り抜くためには、必要な防衛力を保持し、強化する必要があります。改編される即応機動連隊の即応性・対処力を高めるためにも、隊員の充足率の向上と配備される装備品の完全充足、ひいては美幌駐屯地の充実と強化を求め、町内の関係者をはじめ、隊区内2市8町が一丸となって要望活動を展開してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

第3に、美幌町立国民健康保険病院の医師確保についてであります。

このたび、病院見学を終えた内科医師より、国保病院の常勤医師として、令和5年4月1日付で赴任したい旨の意思表示があったところであります。

採用を予定している医師は、兵庫医科大学医学部卒業で、現在、尼崎医療生活協同組合戸ノ内診療所所長として勤務されている伊熊素子医師（49歳）であります。

伊熊医師は、日本内科学会内科認定医、日本救急医学会救急専門医、日本感染症学会感染症専門医、リバプール大学熱帯感染症学修士号の資格を有しており、採用後は

内科医師として診療に当たる予定であります。

今後も引き続き、地域医療を守り、良質な医療サービスを提供するため、必要な医師確保に取り組んでまいります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

まず、令和4年度に関わる案件といたしましては、人事案件について。

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任については、高畑秀美氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、新たに山下英二氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

同意第2号美幌町農業委員会委員の任命については、本町農業委員会委員は、本年4月16日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、20名について任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

条例の制定について。

議案第2号民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、民法が改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、関係条例から懲戒に係る規定を削除する改正を行おうとするものであります。

令和4年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、役場庁舎改築事業の完了に伴う減債基金への積立金として1億7,837万円を、新型コロナウイルス感染症検査費用支援金として798万5,000円の増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理、繰越明許費の設定、地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計及び企業会計につきましては、国民健康保険特別会計については、直営診療施設繰出金の増額などを、介護保険特別会計については、特定入所者介護サービス給付事業負担金の増額などを、公共下水道特別会計については、建設事業費の確定に

伴う減額などを、個別排水処理特別会計については、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う減額などを、水道事業会計については、水道管路整備事業費等の確定に伴う減額などを、病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症に係る検査用薬品費等の増額のほか、事務事業の確定に伴う予算の整理をそれぞれ行おうとするものであります。

次に、令和5年度に関わる案件といたしましては、条例の制定について。

議案第10号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定については、美幌町役場庁舎改築事業が完了し、本年3月31日をもって役場庁舎改築基金の全てを処分することから、役場庁舎改築基金に関する文言を削除する改正を行おうとするものであります。

議案第11号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改定されたことに伴い、関係条例に乳幼児等のバス送迎時の安全管理の徹底を図るため、点呼やブザー等の装置により乳幼児等の所在を確認する規定を加えるなどの改正を行おうとするものであります。

議案第12号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法施行令の改正に伴い、出産費用が年々上昇する中、平均的な標準出産費用を全て賄えるようにするため、出産育児一時金の基本額について改正を行おうとするものであります。

なお、令和5年度各会計予算につきましては、後ほど令和5年度予算編成方針において総括的に御説明の上、各議案につきまして、逐次、御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第1号美幌町議会運営委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 議会運営委員会の事務調査結果について報告いたします。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

調査の結果。

美幌町議会運営委員会は、議会の公平性・透明性を確保し、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進していく必要があることから、令和3年6月に全議員に対して議会改革に関する意見・要望等の調査を行った結果、各議員から65項目の要望等があった。

このうち、条例・規則等の改正が必要である28項目については、議会改革・活性化調査研究特別委員会で協議し、残りの37項目について議会運営委員会で協議検討を重ね、3点7事項については令和4年第5回美幌町議会定例会において報告したところである。

本委員会においては、報告後、引き続き調査・検討を要する事項について、さらに調査・検討を重ねてきたが、一定の結論に達したため、ここに報告する。

(1) 各委員会等における座席及び意見書等の署名について。

各委員会等における座席については、慣例となっていた当選回数及び年齢による席順を改め、時計回りに議席番号順の座席と

する。

また、意見書等の署名についても座席番号順の署名とする。

(2) 一般質問時間の拡大について。

本町議会における一般質問については、美幌町議会会議規則第61条第5項の規定により「質問は、原則として一問一答の方式で行うものとし、回数に制限なく答弁を含め一議員1時間（反問が行われた場合にあつては、1時間30分）を超えることができない」とされているが、持ち時間である1時間をフルに活用した議論が交わされ、時間が不足する場面も見受けられる。

一般質問は、年4回の定例会において、町に対する政策的提言や行政の課題などを執行者に直接たずねることができる議員の権利であるが、さらなる活発な議論を交わすため、持ち時間の延長について調査・検討を重ねた結果、1時間で足りない状況であった議員が2定例会連続して半数を超えた際、再度、検討・協議を行うとともに、第20次美幌町議会議員から、持ち時間の延長に関する意見が出された際は、時間の延長を含め、現在の往復方式を片道方式に見直すなど、さらなる検討・協議を行うべきとの結論に至った。

(3) 会派の構成人数及び議会運営委員会委員定数の見直しについて。

美幌町議会における会派については、従前より美幌町議会運営先例集に基づき、議員3名以上をもって会派とみなしているが、現状の議員定数14名になって以来、3名以上の構成は難しい状況となっており、見直しについての協議がなされてきたところである。

本委員会においても引き続き、会派構成人数の見直しについて調査・検討を行った結果、現状においても3名以上の構成は難しい状況が続いていること、また、他自治体では会派構成が2名以上で会派とみなしているところも多数見受けられることから、第20次美幌町議会より議員2名以上

をもって会派とみなすこととする。

このことにより、議会運営委員会委員の定数については、美幌町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により5名とされているが、美幌町議会運営先例集において「議会運営委員会委員の選任は、副議長及び会派の調整した人員に基づき、その会派から推されたものを議長が指名する」ことになっていることから、2名以上の会派で構成される最大の会派数に合わせ、現状の5名から7名以内とする。

以上、本委員会が議会審議の活性化等を目指した改革に関する一定の結論である。

今後とも、さらなる議会の活性化を図り、開かれた議会のなお一層の実現を図るため、議員間で活発に議論してまいりたい。

以上であります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

以上で、議会運営委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第5 発議第1号

○議長（大原 昇君） 日程第5 発議第1号美幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 議案書の7ページをお開き願います。

発議第1号美幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

条例制定の経過及び目的でございますが、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで、国の行政

機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体がそれぞれ法律や条例によって適用されてきた個人情報の取扱いについて、今後は、改正後の個人情報の保護に関する法律によって取り扱うことになったところであります。

これまでの美幌町議会における個人情報の保護は、行政側で制定した美幌町個人情報保護条例が適用されておりましたが、改正後の個人情報の保護に関する法律では、地方議会は、国会（立法権）、裁判所（司法権）と同様に、法律の直接適用の範囲外となっていることから、今回、条例を制定しようとするものであります。

次に、制定内容について御説明申し上げます。

第1章は、条例における総則を定めたもので、第1条から第3条まで、議案に記載のとおり、それぞれ規定するものであります。

第2章は、議会における個人情報の取扱いを定めたもので、第4条から第16条まで、議案に記載のとおり、それぞれ規定するものであります。

第3章は、個人情報のファイルを定めたもので、第17条にあつては、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定するものであります。

第4章は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を定めたもので、第18条から第45条まで、議案に記載のとおり、それぞれ規定するものでございます。

第5章は、雑則を定めたもので、保有個人情報の適用除外等を定めたもので、第46条から第51条まで、議案に記載のとおり、それぞれ規定するものであります。

第6章は、罰則を定めたもので、第52条から第56条まで、改正後の個人情報保護法に規定される罰則と同様に規定するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

また、今回の条例制定に伴い、美幌町自治基本条例、美幌町附属機関に関する条例、美幌町手数料徴収条例を併せて改正しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号美幌町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第2号

○議長（大原 昇君） 日程第6 発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 議案書の31ページをお開き願ひます。

発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由及び改正内容について説明いたします。

今回の条例改正は、議会運営委員会委員定数の見直し及びオンラインを活用した委員会開会の特例について改正するものであります。

議会運営委員会委員定数の見直しについては、第20次美幌町議会より、会派の構成人数を3名以上から2名以上に変更することに伴い、委員会条例中における議会運営委員会委員の定数を変更するものであり

ます。

具体的な変更内容につきましては、委員会条例第4条の2第2項中、議会運営委員会委員の定数を「5人」から「7人以内」に改めるものであります。

また、オンラインを活用した委員会開会の特例については、新型コロナウイルス感染症のように1か所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定した委員会開会方法の特例を規定するものであります。

具体的な内容につきましては、オンラインを活用した委員会開会の要件として、委員会条例第13条の2第1項において、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合は、オンラインを活用して委員会を開会することができること、同条第2項において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならないこと、同条第3項において、オンラインにより出席した委員は委員会に出席したものとみなすことをそれぞれ追加するものであります。

また、委員会条例第18条第1項中、オンラインによる委員会は、秘密会の対象から除外することに改正するものであります。

施行日は、議会運営委員会委員の定数については令和5年5月1日、オンラインを活用した委員会開会の特例については公布の日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを

採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 同意第1号

○議長（大原 昇君） 日程第7 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 35ページをお開きいただきたいと存じます。

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員高畑秀美氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、山下英二氏。

住所、生年月日については、記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第2号

○議長（大原 昇君） 日程第8 同意第2号美幌町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 36ページをお開きいただきたいと存じます。

同意第2号美幌町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

本町農業委員会委員は、令和5年4月16日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、鎌仲照幸氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

千葉正美氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

小林寿美氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

田村秀司氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

高崎利彦氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

中川誓子氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

武田透氏。

住所、生年月日は、記載のとおりであります。

山岸洋文氏。

住所、生年月日は、記載のとおりであります。

梅津幸一氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

安藤良司氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

佃徹氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

小泉豊和氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

酒井祐二氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

中村寿恵子氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

川原英和氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

木村勝彦氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

坂本和裕氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

日並洋氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

佐藤章平氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

鳥井隆氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号美幌町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第2号民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の39ページになります。

議案第2号民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願ひます。

資料1、議案第2号関係。

条例名は、省略させていただきます。

改正の目的でございますが、民法の改正によりまして、親権者の懲戒権に係る規定が削除され、子の人格の尊重等の義務及び体罰などの子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止という部分が新たに明記されたことに伴いまして、関係条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容であります。懲戒に係る権限の濫用禁止に関する記述のある美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、改正民法の条項を適用することから、本条例から該当条項を削除するものでございます。

なお、参考資料3ページ、4ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労

働省関係省令の整備に関する省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令で、施行日は、公布の日からでございます。

以上、議案第2号について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、10時55分といたします。

午前10時49分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第3号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第3号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の41ページになります。

議案第3号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算

（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,076万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億9,474万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費。

第2条、繰越明許費は、第2表、繰越明許費により御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、繰越明許費から御説明いたしますので、議案書の46ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費であります。

4款衛生費、2項清掃費、事業名は、浸出液処理施設維持管理等事業であります。

第Ⅲ期埋立処分場の浸出液処理施設におきまして、曝気ブロワのインバータ交換修繕を進めておりますが、コロナ禍の影響により、調達する部品の納期に遅れが生じておりまして、年度内に完了できる見通しにありませんので、予算を翌年度へ繰越しいたします。設定する金額は60万円であります。

次に、地方債の変更について御説明いたします。

議案書は、47ページになります。

第3表、地方債補正。

3段目の団体営土地改良事業につきましては、国営かんがい排水事業で整備したリールマシンのオーバーホールにつきまして、資材価格の高騰により事業費が増額となりますので、限度額を1,240万円から340万円増額し、1,580万円へ変更いたします。

ほかの5件につきましては、いずれも事

業費の確定に伴う予算の整理でありまして、それぞれ記載のとおり限度額を変更いたします。

なお、令和4年度の地方債の総額につきましては、下段の補正後の欄に記載のとおり、6億3,748万7,000円となります。

次に、歳出について御説明いたしますので、60、61ページを御覧いただきたいと思っております。

3、歳出になります。

今回の補正につきましては、主に事務事業の確定に伴う予算の整理になりますので、増額する補正を中心に御説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、下段の5目企画費、1、政策推進事業費の減、1億1,211万7,000円の減額は、空き家対策や移住促進などの事業費確定に伴う予算の整理を行うほか、ふるさと寄附金の寄附総額を下方修正し、委託料などの経費を減額いたします。

ふるさと寄附金につきましては、上半期の寄附金が対前年度比で約2.7倍と好調に推移しておりましたので、12月定例会におきまして、今年度の寄附総額を5億5,000万円と見込み、補正予算を計上したところであります。しかしながら、その後、1月末現在の寄附総額が3億8,400万円と12月に見込んだ額を下回る状況にあり、年度末の最終的な寄附総額は4億5,000万円程度と見込まれますので、今回、委託料などの必要経費につきまして、1億円を減額するものであります。

次に、64、65ページになります。

上段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金1億7,895万6,000円です。

内容であります。12月13日、松緑神道大和山美幌支部様から、スポーツ振興のために役立ててほしいと30万円の御寄附をいただいております。また、12月

21日には東京都世田谷区在住の本田忠盛様から、博物館の備品充実に役立ててほしいと183万7,000円の御寄附をいただいております。

寄附金のほか、役場庁舎改築事業の完了に伴いまして、役場庁舎改築基金の残高1億7,837万円を今後の起債償還に充てるため、その全額を減債基金へ積立てを行います。

そのほか、基金の積立利息が確定し、利息155万1,000円の減額となりますので、差引き1億7,895万6,000円を今回増額補正いたします。

なお、参考資料の5ページ、資料2に各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、66、67ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、下段の3目高齢者福祉費につきましては、次のページ、68、69ページを御覧いただきたいと思っております。

中ほどになります。10、小規模多機能型居宅介護施設等整備事業費の減、貸付金1,400万円の減額であります。本年4月、西1条南2丁目に新規オープンする小規模多機能ホームの事業費確定に伴うふるさと融資貸付金の減額になります。

下段の2項児童福祉費は、次のページになります。

70ページ、71ページです。

2目の保育園費、1、美幌保育園管理運営事業費の増、光熱水費の23万円と2、東陽保育園管理運営事業費の増、光熱水費14万8,000円は、いずれも電気料の不足分を増額いたします。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、下段の2目予防費になります。

1、感染等予防対策事業費の増、補助金、新型コロナウイルス感染症検査費用支援金であります。こちらは、介護事業所や障がい福祉事業所が感染拡大の防止を自

的に行う入所者及び職員のPCR検査、抗原定量検査に対する検査費用の助成であります。予算額を大きく上回る見通しとなりましたので、今回798万5,000円を増額計上してございます。

その下、2、予防接種事業費の減のうち、一番下になります。償還金利子及び割引料の634万1,000円は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金、国庫補助金の額の確定に伴う返還金になります。

続いて、72、73ページになります。

このページの下段です。

6款農林水産業費、1項農業費、6目の農地費、3、団体営土地改良事業費の増、修繕料1,627万5,000円につきましては、国営かんがい排水事業で整備したリールマシンのオーバーホール費用ですが、資材費の価格高騰に伴う増額補正になります。

74、75ページになります。

2項の林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増のうち、積立金886万7,000円につきましては、森林整備協定に基づく寄附が6件ございましたので、未来への森林づくり基金へ積立てを行います。

続いて、76、77ページになります。

中段の8款土木費、2項道路橋梁費、下段の2目道路橋梁維持費であります。次のページ、78、79ページを御覧ください。

3、除雪対策事業費の減のうち、燃料費の220万6,000円は、除雪車両の稼働実績に基づく増額になります。また、光熱水費の86万1,000円は、ロードヒーティングの電気料に不足が生じるおそれがありますので、所要額を追加するものであります。

80ページ、81ページにつきましては、10款教育費であります。このページは、全て執行残の整理になります。

次に、82、83ページ、2項の小学校教育費、1目学校管理費、1、小学校教育事業費の増、燃料費の26万6,000円は、灯油及び重油の単価上昇に伴う不足額の追加を、光熱水費611万円は、電気暖房に係る電気料の追加になります。

下段の3項中学校費、1目学校管理費、1、中学校管理事業費の増、燃料費の193万9,000円は、灯油及び重油の単価上昇に伴う不足額の追加になります。

2目教育振興費は、次のページ、84、85ページになります。

2、中学校教育振興事業費の増、負担金のまず1行目になります。

中体連大会参加等負担金44万4,000円であります。こちらは、今月9日から名寄市で開催されるJOCジュニアオリンピックカップスキー大会クロスカントリーの部に美幌中学校から生徒5名、引率1名の計6名が参加する経費になります。

負担金の2行目、吹奏楽大会参加等負担金149万1,000円につきましては、今月19日に静岡県浜松市で開催される全日本アンサンブルコンテストに北中学校から生徒8名、引率1名の計9名が参加するための経費と、もう一つ、今月24日に東京都内で開催されます日本ジュニア管打楽器コンクールに美幌中学校から生徒3名、引率1名の計4名が参加するそれぞれの経費を追加しようとするものであります。

次のページ、86、87ページは、執行残の整理になります。

88、89ページになります。

下段の12款職員給与費につきましては、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当などの予算整理でございます。

次に、歳入について御説明しますので、52、53ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入になります。

中段の16款国庫支出金であります。

こちらは、主に、新型コロナウイルススワ

クチン接種対策、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました事業費確定に伴う予算整理になります。

次に、54、55ページ、中段の18款財産収入、2項の財産売払収入、1目不動産売払収入の575万6,000円でありますが、こちらは、美和ほか、町有林の伐採による立木の売払い代金を計上してございます。

このページの下段になります19款、1項寄附金につきましては、次の56、57ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、1目の一般寄附金1億48万2,000円の減額であります。このうち1億円の減額は、歳出で御説明したとおり、ふるさと寄附金の今年度の寄附総額につきまして、5億5,000万円から4億5,000万円へ下方修正することに伴う減額であります。

3目農林水産業費寄附金887万3,000円は、森林整備協定に基づく御寄附6件を計上してございます。

次の4目教育費寄附金、2節の社会教育費寄附金183万7,000円は、12月21日、東京都世田谷区在住の本田忠盛様から御寄附をいただいたものでございます。

次の3節保健体育費寄附金30万円は、12月13日、松緑神道大和山美幌支部様からいただいた御寄附になります。

20款の繰入金、1項基金繰入金、11目の役場庁舎改築基金繰入金1億7,837万円につきましては、役場庁舎建設事業の完了に伴い、基金の残高を減債基金へ積み替え、今後の起債償還に充てるための繰入れでございます。

次に、22款の諸収入、5項、5目雑入の237万8,000円のうち、説明欄の2行目になります物品等売払の増、7万1,000円でありますが、こちらは、橋梁補修で発生した鉄くずの売払い代金になります。

3行目の宝くじ交付金収入の増、299万7,000円は、コロナ禍で停滞した地域経済の活性化を図るため、市町村の取組支援を目的に、令和4年度限りの措置として交付金が追加配分されたものであります。

6行目の物価高騰対策支援金10万円につきましては、電気料の高騰の影響を受けている医療・介護・障がい施設に対し、その負担軽減を図るため、北海道から支援金が交付されるもので、本町におきましては、子ども発達支援センターが対象となり、10万円が交付されてございます。

下段の23款町債につきましては、第3表、地方債補正により御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上、議案第3号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 先ほど、歳入歳入で説明がありましたけれども、57ページのふるさと寄附金です。

前、補正したときに5億5,000万円ですごいなと、美幌の町制が始まって以来の最高額になるということだったのが、この短期間の中で1億円寄附金が減るといのはどういうことが要因だったのか、その辺の説明を詳しくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

12月の定例会におきまして、今年度、寄附総額が非常に好調に推移しておりましたので、最終的に5億5,000万円と、若干、返礼品に支障がないように強気の補正予算を計上したというのも事実ではありません。

例年、年末、12月は寄附が大体多くなるのですけれども、今回、私たちが予想し

ていたよりも若干下回った実績になってございます。

主な内容としては、野菜、アスパラ等は好調で、予定どおり入っていたのですけれども、返礼品の中で、道産の牛肉の返礼品が大変人気で、予想を上回る申込みがあったものですから、なかなか返礼品をしっかりと寄附者にお届けできる体制が整っていない状況もございまして、やむなく受付を一部お断りするような状況にもなったところがあります。

そういったこともあって、最終的には、今年度の寄附の全体額が、見込みでありますけれども、4億5,000万円程度ということで、12月時点の見通しを若干下回る、そういう状況になったところでございます。

令和3年度の寄附は大体1億9,000万円だったのですけれども、今回は2倍以上になっているということで、増収に向けた取組は確かに効果があったのかなと理解していますが、一方で、返礼品をしっかりと寄附者の皆さんにお届けするという体制がいまひとつできていない部分もあったというのが実情であります。そこはしっかり反省をした上で、今後の寄附のさらなる増収に向けて、しっかり体制を整えていきたい、そのように考えてございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 状況は分かりました。

それで、野菜、アスパラは大変好調だということで、それは以前から聞いていましたけれども、全国的に見ても、海産物だとか、牛肉というのは非常に人気が高いと言われていますが、美幌町で牛肉の準備をしたりする体制、今後、来年以降のことを考えて、しっかり返礼に応えられるような対応というのはどのような準備をなされているのか。その辺の状況をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 牛肉は大変好調ということで、次年度に向けては、取扱事業者と綿密な打合せを重ねまして、出荷体制を整えていきたいということで取り進めております。

また、ほかの返礼品であります海産物についても、今年度、若干伸びがありまして、マスのイクラですとか、そういったものも具体的に商品として大変伸びている状況であります。そちらにつきましても、関係する事業所と綿密に打合せを重ねまして、体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今、上杉議員と同じ箇所、ふるさと納税の関係で、委員会でも若干聞いたのですけれども、当初より受付の関係で下がったという説明を受けました。その間、新たな商品への変換だとか、取扱業者、要するに肉であれば違う肉屋さんと交渉するだとか。現在もその肉屋さんの出荷についてはまだ終わっていないとは聞いているのですけれども、こういう人気のある商品があれば、すぐに業者の変更だとか、商品の変更、あとは、業者との打合せ等をやらないといけないかなと思うのですが、今回のこういう事態を考えて、次年度に向けて、今のままだったら本当にまた戻るのかと。どうやったら戻れるのかと。

逆に、さとふるなどでも商品のアピールの仕方を適宜にやるためにしっかりとした体制に改めないといけないのかなと思えます。

私は、委員会の中では、しっかり行政職員の手を離れて違う形でやるべきと言っていますけれども、あまりにもこういうこと

が起きたといったら、職員も大変だし、業者も大変になるし、納税する方にも迷惑がかかるとなれば、今回の部分の反省を含めて、どのようにできるのか。

逆に言えば、基本的に、根本的に大きなミスがどこにあったのかだけ、お願いします。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 今回のミスと申しますか、なかなか伸びを見込み切れなかったというのが、私どもの責任と申しますか。行政できちんと事業所さんと打合せを重ねてはいたのですけれども、なかなかそこまで把握し切れなかったと申しますか、予想を上回る伸びだったという部分で、反省しているところでございます。

今後につきましては、現在、牛肉は大体7か月以上待ちという状況になっているのですけれども、発送時期、出荷のロッド等を調整しまして、何月頃送付ということを明記した上で、寄附者とのトラブルと申しますか、御迷惑をかけないような形での対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 遅れている分については、納税者の方にしっかりとお伝えするという事は大事ですけれども、遅れていても、まだ注文なりできるとなれば、今、美幌町にも肉の小売店が増えましたので、そういうところと、大至急、今以降のために契約、あとは手続、要するに出荷体制も含めて急ぐべきだと思うのです。

7か月遅れであれば、次年度以降の注文を考えたら、せっかく期待されている人方も寂しくなるし、我が町にとっても、遅れ体制を解消しないといけない。こういうことを考えたときに、やはり、いま一度、現況の業者以外の業者にしっかりと確認する作業を私はすべきだと思うのですけれども、もうしているのかしていないのか、その辺

だけお答えください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 返礼品の取扱事業者なのですけれども、やはり、商品の流通経路はそれぞれ事業所が抱えているものでありまして、返礼品であります北海道産ブランド牛を取扱できるA社さんのものをB社さんが取り扱うということはなかなかできない。そこに制限があるものですから、美幌町内の事業所でお肉屋さんが複数あるからといって、A社さん以外のB社さん、C社さんに協力を仰ぐということとはできないような状況となっております。そこは、御理解いただきたいなと思います。

以上で答弁漏れはなかったでしょうか。御理解いただきたいなと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第3号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第4号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の93ページになります。

議案第4号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,395万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書102、103ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、2目連合会負担金につきましては、本年度から施行されております未就学児保険料均等割額の減額措置の創設に伴い、北海道国保連合会において国保事業状況報告システムクラウドの改修が行われることから、その改修分に係る負担金として、連合会に対し支払う額16万5,000円について増額するものでございます。

その下、5款基金積立金につきましては、預け入れ利率の減により8万9,000円を減額するものでございます。

6款諸支出金、2項繰出金につきましては、直営診療施設繰出金について、国保病院における健康管理事業、医師確保支援事業、救急患者受入体制支援事業に係る特別調整交付金の確定に伴い233万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、100、101ページにお戻り願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第4号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第5号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の105ページになります。

議案第5号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国、道の交付金の決定及び年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものでございます。

令和4年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,326万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、114、115ページをお開き願います。

3、歳出。

2 款保険給付費、1 項、2 目施設介護サービス給付費につきましては、財源調整でございます。

その下、5 項、1 目特定入所者介護サービス費 7 6 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、令和 4 年 4 月より、緑の苑での地域密着型居室が多床室からユニット型個室へ変更になり、居住分給付費が増額となったものでございます。

その下、4 款基金積立金につきましては、預け入れ利率の減により減額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、1 1 2、1 1 3 ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 5 号令和 4 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 6 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 3 議案第 6 号令和 4 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の 1 1 7

ページをお開き願います。

議案第 6 号令和 4 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

令和 4 年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、建設事業費の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 6 4 9 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 4, 1 1 6 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更につきましては、第 2 表、地方債補正で御説明申し上げますので、1 2 0 ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正。

公共下水道事業の限度額 8, 6 5 0 万円を事業費の確定に伴い 7 4 0 万円を減額し、7, 9 1 0 万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、1 2 6、1 2 7 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款、1 項、1 目一般管理費、公共下水道事務費の業務等委託料 1 4 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、水道事業に委託しております経費の確定に伴うもので、職員の会計間異動に伴い減額になるものでございます。

その下、負担金、水道事業会計負担金 8 3 万 8, 0 0 0 円の増額は、同じく水道事業に委託している担当職員の手当等の人件費等の増に伴うものでございます。

次に、2 目維持管理費及びその下、3 目建設費につきましては、いずれも執行残及び入札減による事業費確定に伴う減額でございます。

128、129ページをお開きください。

2款公債費、償還金利子及び割引料49万2,000円の減は、一時借入額、利子、期間の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、124、125ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第7号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の131ページをお開き願います。

議案第7号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、個別浄化槽

設置工事費の確定に伴う執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,563万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億364万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、134ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,880万円を事業費の確定に伴い2,600万円を減額し、1,280万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、140、141ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、2目維持管理費につきましては、いずれも執行残による減額であります。

その下、3目建設費、個別浄化槽設置工事1,480万円の減は、当初予定の浄化槽整備基数10基に対し、実績では4基となったことによる減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、138、139ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第8号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の143ページをお開き願います。

議案第8号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和4年度美幌町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第2条、令和4年度美幌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は、使用件数及び使用量の減によるもので、主要な建設事業は、執行残及び事業費確定による減額で、それぞれ記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正、第3条と次のページ、144ページの資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第5条、日並浄水場ろ過設備更新工事

は、入札減に伴うもので、限度額を1億9,000万円から4,000万円減額し、1億5,000万円とするものであります。

次の145ページを御覧ください。

企業債の補正。

第6条、水道施設整備事業は、浄水場遠隔監視用通信装置更新工事ほか2件の工事の入札減に伴うもので、限度額を4,750万円から230万円減額し、4,520万円とするものであります。

その下、水道管路整備事業は、水道配水管整備工事の入札減に伴うもので、限度額を860万円減額し、7,200万円とするものであります。

その下、水道施設等耐震化事業浄水施設は、薬品沈殿池耐震補強工事などの入札減に伴うもので、限度額を350万円減額し、3,640万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業は、入札及び個数の確定による実績減で、限度額を150万円減額し、1,780万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第7条につきましては、記載のとおりであります。

次に、146、147ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、1項、1目給水収益1,185万2,000円の減は、実績見込みによる減額であります。

その下、4目その他の営業収益、下水道使用料賦課徴収受託料142万4,000円の減は、対象事業費の確定による減額であります。

その下、2項、3目雑収益、下水道排水施設業務負担金83万8,000円の増は、対象経費の確定による増額とその下、不用品売払収益29万4,000円の増は、検定満了の撤去水道メーター売払い額の確定による増額です。

その下、4目消費税還付金878万1,000円の増は、消費税確定申告による還付金の確定によるものです。

148、149ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項、1目原水及び浄水費から4目総係費までにつきましては、事務事業の確定及び入札減による減額でございます。

その下、2項、2目消費税、支払消費税1,000万円の減につきましては、消費税確定申告により還付となったことから減額するものでございます。

150、151ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債の1,590万円の減額につきましては、第6条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金275万6,000円の減につきましては、対象事業費の入札減による交付金の確定によるものです。

その下、3項、1目出資金、水道施設等耐震化事業浄水施設250万円の減につきましても対象事業の入札減による一般会計からの出資金の減額でございます。

次に、152、153ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1款、1項、1目浄水配水設備費、水道施設整備事業225万7,000円の減は、遠隔監視用通信装置更新工事などの入札減、その下、水道管路整備事業732万8,000円の減は、水道管路布設替工事など、計6本の工事の入札減によるものでございます。

その下、2目業務設備費の量水器収納筐設置事業につきましても入札減及び設置個数の確定による実績の減であります。

その下、3目資産購入費の工具器具及び備品12万1,000円の減につきましても入札減によるものです。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第9号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の161ページになります。

議案第9号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の執行見込みによる予算の整理と新型コロナウイルス感染症の検査件数の急増に伴う経費の補正、ワクチン接種及び入院病床の確保に対する補助金の補正を、建設改良事業の執行見込みによる予算の整理と企業債の補正などを行おうとするものでございます。

第1条、令和4年度美幌町の病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正。

主要な建設改良事業の補正につきましては、1階冷房機増設工事、診療用医療備品購入の執行残及び執行見込みにより減額補正を行うものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、162、163ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を7,748万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

資本的収入及び支出の補正内容につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第5条の企業債の補正につきましては、医療機器更新等事業の対象事業費の確定により起債限度額を580万円減額し、2,730万円にするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正により職員給与費の金額から2,497万5,000円を減額し、10億9,463万円にするものであります。

第7条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計及び国保会計からの補助金として、対象経費の執行見込み及び事業補助の採択により、それぞれ記載のとおり減額及び増額の補正を行うものであります。

第8条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みから棚卸資産の購入限度額を2億3,980万円に改めるものであります。

次に、164、165ページを御覧ください。

収益的収入の補正であります。

医業収益、その他医業収益の公衆衛生活

動収益820万2,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンの接種実績に伴う接種料の収入の増額分を補正するものでございます。

医業外収益、他会計補助金のうち、一般会計補助金332万7,000円の減額は、医師等研究研修に要する経費、基礎年金拠出金負担金、児童手当に要する経費につきまして、それぞれ対象経費の減により減額を行うものであります。

同じく他会計補助金の国保会計補助金233万6,000円の増額は、医師確保に要する経費及び救急患者受入れのための休日夜間における代替医師の報酬が国保特別調整交付金の補助採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものであります。

道補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金549万1,000円の増は、個別接種促進のための支援金として、ワクチン接種に従事する医師及び看護師の診療時間外の勤務時間数に給付単価を乗じた額を計上するものであります。

医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金118万8,000円は、電気料金高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減のため、許可病床数に1万2,000円の支給単価を乗じた額が支援金として交付されることから計上を行うものであります。

感染症病床確保促進事業費補助金2,312万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の入院患者受入れのための病床について、北海道の指定を受け、感染拡大時の病床確保の段階に応じ、入院病床を確保してきたことから、その病床が使用されない期間について、1床当たり1日7万1,000円の補助金の交付を受けるものであります。国保病院では、昨年9月以降、段階的に病床を確保しており、昨年11月11日からは、稼働病床3床、休止病床3床の合計6床分を確保しているものであります。

なお、補助対象期間は、本年3月末日とされておりますが、感染状況や病床の使用

状況により病床確保の段階が見直され、実績に応じた補助金が交付される見通しであります。

他会計負担金の一般会計負担金50万円の増は、公立病院改革プランに要する経費として、特別交付税の増額により、当該分を一般会計から繰入れを行うものであります。

次に、166、167ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用、給与費の給料から法定福利費までにつきましては、医師、看護師、医療技術職、会計年度任用職員等の人件費に係る未執行分の減額補正を行うものであります。

材料費の薬品費2,000万円の増は、新型コロナウイルス感染症の検査が急拡大したことによる抗原定量検査等の薬品費の増額補正を行うものであります。

経費の旅費交通費9万5,000円の減は、執行見込みによる減額補正を、委託料の廃棄物投棄等委託料240万円の増は、新型コロナウイルス感染症の検査及び入院診療に伴う感染対策として生じる感染性廃棄物の増による増額補正を行うものであります。

研究研修費の謝金、旅費、研究雑費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などから未執行分となったものについて減額補正を行うものであります。

次に、168、169ページを御覧ください。

資本的収入の補正であります。

企業債580万円の減は、医療機器更新等事業の対象事業費の確定により減額補正をするものであります。

一般会計負担金20万4,000円の減は、医療提供体制等構築のため実施した1階冷房機増設工事の執行残分を減額するものであります。

次に、170、171ページを御覧ください。

さい。

資本的支出の補正であります。

工事請負費20万4,000円及び有形固定資産購入費46万円の減額は、いずれも入札等の執行残及び執行見込みにより減額補正をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ちょっと、一つだけ確認します。

165ページです。感染症病床確保促進事業費補助金2,312万8,000円、先ほど説明を受けたのですが、現在、この病床等について、秋口から現在に至るまで、この病床を含めてももとの対応するところ、どのぐらいの割合で患者さんがいたのか、あとは、病院の体制も含めて、どのように行えたのかが1点。それと、この補助金については、令和5年は実績ということで、当然、まだ国から100%、お金が来るという保証がないと思うのですが、それでよろしいのか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） コロナ関連の病床確保につきましては、実績としまして入院患者数が延べ196人、実人数で申しますと26人の患者様の治療に当たったところでございます。

使用した病床につきましては、3階の病棟の2室をコロナ病床として指定しまして、それぞれ3床、3床の合計6床という形で運用をしております。

当然、専用の病床ではございませんので、同じフロアに一般の患者様とコロナ患者様を同居させるという体制の中で、ゾーニング、分けをして対応してきたところでございます。

当然、看護師体制も専用にはなりませんので、それぞれ病室を行き来する看護師が

存在するというので、そこは、感染対策を徹底しながら対応に当たってきたところでございます。

あと、北海道から、病床確保料ということで、今回、歳入について補正をしてございますが、昨年の秋以降、病床を確保し、そして、患者を受け入れて、その結果、空床になっていた分です。その分の確保料として収入を得るわけでございますが、昨日、入院の病床確保のレベルがワンランク下がっておりまして、昨日以降については、一定期間をもって終了するという形が今現在のうちの病院の指定状況になってございます。

そこまでの補助金については、間違いなく歳入されるということになろうかなと思いますし、それ以降については、また感染の状況等を踏まえて進んでいくものと捉えておりますが、現状としましては、感染の拡大が一定程度収まっている状況にございますので、なかなか体制を変えない限りは補助金については対象になってこないかと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 前回、この部分が少しでも、若干でも伸びればいいのかなど。今回、この分も含めて12月議会で約8,000万円の赤字分が3,000万円ほど縮小されたのでよかったかなと。この予算がまた続けばいいかなと思ったのですが、それはまた、次の令和5年の予算を見たのですが、コロナも含めて、感染対策の病床の受入れ等がある場合、美幌町の国保病院として、設備とか、専門の看護師さんとか、そういう部分がない中で一生懸命頑張っていました。今回、コロナ対策として数名の方を毎日看病したのですけれども、その中で、看護師さん、先生のコロナの感染だとかを十分防げたのかどうかだけ、これだけお願いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） コロナ患者様の受入れにつきましては、あらかじめ感染が判明している場合もしくは入院されてから感染が判明する場合、この2通りがございます。当然、当初から判明しているものについては、きちんとした対応ができていたかと思いますが、正確な結果が出ないままに対応している部分もありますので、その対応については、やはり感染が一部あったということがございます。そこは、医療のプロとして、感染が広がらないような対策を講じながら、拡大を防いできたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第9号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号から

日程第27 議案第20号まで

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第10号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてから日程第27 議案第20号令和5年度美幌町病院事業会計予算についてまでの11件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

暫時休憩します。

再開は、13時5分といたします。

午後0時2分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、令和5年度予算編成方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 令和5年度予算編成方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

本日ここに、令和5年度的美幌町一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに関連する議案の御審議をいただき令和5年第2回美幌町議会定例会におきまして、予算編成の基本方針と主要な施策について述べさせていただきますことに、深く感謝を申し上げますとともに、町民の皆様、議会議員の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のとおり、本年は、町民の皆様の審判を受ける統一地方選挙が執行される年であり、本町におきましても、町長並びに議会議員の改選が行われます。

したがいまして、令和5年度は骨格予算とし、特に政策的な予算については、新しく構成されます議会へ提案し、御審議をいただくこととしております。

しかしながら、骨格予算といたしましても、既にその執行が確定しているもの、国や北海道に関連する事業、制度改正に伴う事業、さらには、継続事業に加え、町民生活に影響が及ぶような事業については予算化し、町政の推進に支障を来すことがないよう新年度の予算編成に当たったところであります。

私は、多くの町民の皆様にご支援をいただきまして、令和元年5月に町長の職に就き、町政の執行に当たってまいりましたが、任期の大半は、新型コロナウイルス感染症対応に奔走することになりました。

町民の皆様のご命と暮らしを守ることを最

優先に、感染防止対策及び経済対策に全力を尽くしてまいりましたが、コロナ禍という国難とも言うべき事態に直面しつつも、町政を前進することができましたのは、ひとえに、町民の皆様、議会議員の皆様の御理解と御協力の賜物であり、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

美幌町は、今年、町制施行100周年という大きな節目の年を迎えます。

大正12年（1923年）からの長い道のりの中で、先人たちが大火や戦後の混乱、自然災害など、幾多の困難をたゆまぬ努力で乗り越え、成長し続けてきたように、私たちも共に手を携えて、一歩ずつ歩みを進めることにより、活力ある未来を切り開いていくことができると信じています。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、人口減少や少子高齢化により、厳しい行財政運営を強いられることが予想されますが、厳しい時代だからこそ、果敢に挑戦していかなければなりません。

「ふるさと美幌」を愛する全ての方が力を合わせ、将来にわたって安心して心豊かに住み続けていけるよう、次の100年に向けて、新たなまちづくりに取り組んでまいります。

【町政運営の基本的な考え方】

次に、新年度の町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年余り、感染力を高めながら変異を続けるウイルスにより、流行の波が繰り返され、社会や経済は大きな影響を受け続けています。

この間、本町では、国や北海道と連携し、町民の皆様、事業者の皆様の御協力の下、感染防止対策及び経済対策に力を注いでまいりました。

引き続き、町民の皆様のご命と暮らしを守るため、事業の継続を支えるための対策を継続しながら、この先を見据え、町民生活

と経済活動の回復に取り組んでまいります。

令和5年度は「第6期美幌町総合計画」基本計画（後期）の1年目となります。町の将来像である「ひとつつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」の実現に向けて、計画に掲げる指標を達成できるよう、具体的な施策を着実に進めてまいります。

令和2年3月、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢下においても、高い持続性と自立性を確保していくまちづくりを目指して「第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

美幌町の住みよさや魅力を高める施策を推進するとともに、本年4月にオープンする移住相談拠点施設を中心に、関係人口の創出と移住促進に取り組むなど、地方創生に向けた実効性のある取組を進めてまいります。

この3月に、令和5年度からの10年間の財政見通しを示す「第3次美幌町財政運営計画」を策定いたします。

行政課題が複雑化・多様化する中であって、最大の効果を最少の経費で上げられるよう、行政資源を最大限に活用しながら、計画に沿った財政運営に努めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立に取り組んでまいります。

財政運営において重要な指標となる令和3年度決算に基づく実質公債費比率は6.3%と、地方債の発行に国の許可が必要な基準を下回っておりますので、本町の財政状況は、おおむね健全な状態にあるものと受け止めています。

しかしながら、公共施設や社会インフラの多くが更新時期を迎えていることから、その整備に当たっては、後年度に及ぼす影響を考慮し、事業の優先度や重要度を勘案の上、慎重に判断する必要があります。

歳入においては、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、地方交付税の総

額の抑制が想定されることから、ふるさと寄附金をはじめ、自主財源の確保に努めていかなければなりません。

歳出においては、社会保障関連経費の増大が避けられない状況にある中、公共施設の更新・整備や人口減少問題への対応に加え、燃料価格や物価の高騰による義務的経費の増加など、厳しい財政運営が続くことも予想されます。

人口減少や少子高齢化に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、本町を取り巻く社会経済環境は、依然として厳しい状況にあります。中長期的な視点に立ち、限られた財源を有効に活用し、より高い効果を発揮できるよう、必要な事業を推進するための予算を編成いたしました。

その結果、一般会計は前年度当初比で2%増の118億8,926万9,000円に、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額は5.6%増の226億6,404万1,000円となったところであります。

【令和5年度の主要施策】

次に「第6期美幌町総合計画」の五つの基本目標に沿って、新年度の主要施策について申し上げます。

<人を創り、地域力を高めるまちづくり>

美幌町自治基本条例に基づき、安全安心で心豊かな生活を送れるよう、町民主体の自治の実現に努めてまいります。

町政への町民参加について、相談体制の充実及び意見交換の機会充実によりニーズを把握するとともに「広報びほろ」やSNS、地デジ広報などを活用し、町政情報を公開することにより、課題の共有に努めてまいります。

また、審議会委員の公募やパブリックコメントなど、政策の意思決定過程において参画できる機会を創出し、町民の皆様とともに、協働によるまちづくりを推進してまいります。

町内には67の自治会があり、安全安心なまちづくりを目指し、自主的な活動が展開されていますが、役員等の担い手の確保や加入率の低下が課題となっています。

自治会組織の継続性と自治会活動の促進を図るため、活動運営費を助成するほか、地域コミュニティ活動の拠点となる集会室の環境整備を図ってまいります。

町民団体が、地域の課題解決や活性化に向けて自ら企画し、主体的に取り組む活動が進んでいます。

びほろの活力共創事業補助金を交付し、町民が自ら考え、自ら実践する自主的なまちづくり活動を支援してまいります。

多様化・複雑化する町民ニーズに対応し、暮らしやすさを高めるには、限られた経営資源を最大限に活用することが必要となります。

全ての職員が「信頼される職員」「チャレンジする職員」を目指し、自らの研さんと職場における人材育成に取り組むとともに、持続可能な行財政基盤の確立に向け、行財政改革を一層推進してまいります。

令和4年度の「ふるさと寄附金」の総額は4億円を超える見通しにあります。御寄附をいただいた全国の皆様に、心から感謝を申し上げます。

新年度においては、特設サイトによる情報発信を強化し、返礼品の内容充実をめぐるなど、リピーターのさらなる増加に取り組むとともに、企業版ふるさと納税制度についても積極的に活用を推進し、自主財源の確保に努めてまいります。

令和3年11月に策定した美幌町DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画に基づき、行政機能の強化と、人に優しいデジタル化に取り組んでいます。

情報システムの見直しや業務のデジタル化を推進するとともに、公金収納におけるスマートフォン用決済アプリの導入をはじめ、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進を図るなど、将来を見

据えた行政サービス提供に努めてまいります。

中心市となる北見市との間で「定住自立圏形成協定」を締結して4年目を迎えます。

引き続き、経済圏と生活圏を共有する北見地域（1市4町）が連携し、互いの独自性を尊重しながら、行政サービスを安定的に提供できるよう、相互に役割分担して、補完し合える関係性を築いてまいります。

本年4月、みどりの村休憩施設を改修し、整備した移住相談拠点施設「K I T E N（きてん）」がオープンします。

移住相談をはじめ、コミュニティカフェやワーキングスペースの利用を通じて、様々な人が集まり、新たな交流が生まれるみんなの居場所となるような空間を目指しています。

運営を委託する事業者と連携の上、都市から地方への人の流れを加速化し、関係人口の創出と移住促進の実現に取り組んでまいります。

町有財産については、未利用施設の有効活用及び除却を計画的に進めています。

新年度においては、旧役場別館（東1条北4丁目）の外壁等の修繕及び設備の一部改修を行い、今年10月を目途に、網走農業改良普及センター美幌支所が移転する予定です。

また、旧ゆうあいセンター（新町1丁目）を解体し、除却後の跡地を国保病院の駐車場として利用いたします。

昨年10月に、ニュージーランド・ケンブリッジとの友好姉妹都市提携25周年を迎えました。

教育と文化による交流を基本に、一層の友好関係を築くために訪問団を派遣いたしたく、関係者との間で協議を進めてまいります。

道路交通法の改正に伴い、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務が、本年4月、13歳以下から全年齢に拡大されます。

自転車による死亡事故の7割を占める頭部損傷を防ぎ、交通事故発生時の被害軽減と交通安全意識の醸成を図るため、とりわけ自転車への乗車機会の多い子供たち（全ての小中学生）に自転車用ヘルメットを無償配付いたします。

令和4年1月に策定した美幌町地域公共交通計画に基づき、人口減少と高齢化社会に対応した持続可能な公共交通システムの構築に取り組んでいます。

新年度においては、デマンド型申込みバス「もーびー」を本格運行へ移行しますが、町民の皆様の足として、安全運行とサービスの充実を図るため、収益性と利便性のバランスを考えながら、よりよい運行形態を模索してまいります。

厳しい経営状況にあるJR北海道が「単独では維持することが困難な線区」を公表して6年余りになります。

石北本線の維持存続に向け、町独自に乗車券の一部助成を行うとともに、沿線自治体と連携して利用促進を図るなど、持続的な鉄道網の確立に取り組んでまいります。

昨年12月には、暴風雪の影響で送電線の鉄塔が倒壊し、紋別市を中心に大規模な停電が発生しています。

日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ、どこで発生するか、予測することは難しく、日頃からの備えが何よりも大事になります。

引き続き、避難所に必要な備蓄品を充実するとともに、防災訓練を実施するなど、防災意識の向上と防災体制の強化に努めてまいります。

また、高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）については、関係機関と連携して個別避難計画の作成を進めるなど、町民の生命と生活を守るため、安心して暮らせるまちづくりを推進いたします。

近年、多様化・高度化する災害や高齢化の進展に伴う救急件数の増加など、消防や

救急を取り巻く環境は大きく変化しています。

常備消防体制の充実と地域防災の中核を担う消防団員の確保に努め、総合的な消防力の向上を図ってまいります。

また、救急活動に必要な資機材の確保と普通救命講習の推進に努めるなど、救急体制の充実に取り組んでまいります。

本年3月、美幌に駐屯する第6普通科連隊は即応機動連隊へ改編されますが、高い機動力と即応性を備える即応機動連隊は、災害等で全国に機動展開する部隊となります。

隊員及び御家族のサポートが今まで以上に必要となりますので、関係者が連携して側面からの支援に努めるとともに、美幌駐屯部隊のさらなる充実と強化を求めてまいります。

<自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり>

美幌の未来を担う子供たちを社会全体で支えるため、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うことにより、子供を産み育てやすい環境づくりを進める必要があります。

妊婦健診時の交通費や不妊治療費を助成し、子供を産もうとする世代や妊産婦の経済的支援に取り組むとともに、産後健診・産後ケア事業を拡充するなど、出産に対する支援の充実に取り組んでまいります。

また、国の交付金を活用して出産・子育て応援支援金を支給するとともに、子育て世代包括支援センター「はぐのんの」を中心に、子育て世代の実情やニーズに合った妊娠、出産、子育てに関する相談支援を行い、安心して出産や子育てを行える環境づくりに努めるほか、新婚世帯の経済的な負担を軽減するため、結婚新生活支援事業補助制度を拡充するなど、少子化対策を強化いたします。

児童福祉については、保育士の処遇改善を図るため、国は、認可保育所で働く保育

士の収入を引き上げる措置を講じていますが、認可外保育所はその対象から除かれています。

このため、町単独の補助制度を継続し、町内の保育サービスの充実に努めてまいります。

また、子育て世代の多様なニーズに合わせて、一時預かりや障がい児保育、民間保育所によるゼロ歳児保育など、必要なサービスを利用できる環境を確保いたします。

年代を問わず、一人一人が健康を保ち、高めていくため、保健福祉総合センター「しゃきっとプラザ」を拠点に、各種健診や相談・指導などを通じて、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めています。

楽しく健康づくりにチャレンジする「美幌町健康マイレージ」を推進し、町民の健康寿命の延伸を目指してまいります。

美幌町立国民健康保険病院は、町内唯一の一般病床を有する医療機関として、1次・2次医療を提供するとともに、救急告示病院としての機能と役割を担っています。

現在、常勤医師7名で診療に当たっていますが、本年4月に内科医1名を採用し、新年度は常勤医師8名による診療を予定しています。

町民の命と健康を守り、町民が求める医療ニーズに応えるためにも、医療従事者の確保に引き続き最大限の努力を重ねてまいります。

患者数は徐々に回復していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による入院収益の減少が見込まれる状況にあるため、一層の収益確保対策、業務の効率化と経費節減による経営改善が求められています。

今後も、新興感染症の発生時の対応も視野に入れながら、町民が安心して医療を受けられるよう、持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、関係者が適切な役割分

担の下、連携・協力して福祉サービスの充実と助け合いの基盤づくりを進める必要があります。

社会福祉協議会によるボランティア事業「ささえ手くらぶ」の活動を後押しできるように、ボランティアポイント事業を継続して支援してまいります。

高齢者の社会参加や助け合い、居場所づくりに取り組む住民団体の活動も広がっています。

介護予防活動支援事業補助金を交付し、介護予防につながる地域の活動を支援するとともに、ヘルスリーダーによるフレイル予防事業を実施するなど、町民の健康寿命を延ばすための取組を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応では、感染リスクの高い高齢者の暮らしを守るため、介護従事者の皆様が担われている役割の大切さを改めて認識しました。

介護サービスの担い手を確保するため、住宅準備補助金の対象者を拡充するほか、新たに就業支援補助金を創設し、介護人材の確保と定着に取り組んでまいります。

本年4月、町内（西1条南2丁目）に小規模多機能型居宅介護施設がオープンいたします。

要介護者となっても、利用者が可能な限り在宅での生活を継続できるように、施設を運営する事業者の取組を側面から支援してまいります。

障がいのある人も地域の一員として共に生きる社会を目指すには、地域全体で支える障がい福祉サービスの提供体制を構築しなければなりません。

新年度においては、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて、必要なサービスのニーズを把握するためのアンケート調査を行うとともに、障がい福祉団体の活動拠点「ゆうあいセンター」を中心に「誰もが安心して暮らせる人にやさしいまち」の実現に取り組んでまいります。

本町における温室効果ガスの排出量と吸収量を2050年までに均衡させる「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを昨年3月に宣言いたしました。

新年度においては、再生可能エネルギー導入戦略検討委員会を立ち上げ、新たに地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定に向けた基礎調査を進めるほか、公用車の電気自動車の追加導入や公共施設の照明LED化など、温室効果ガスの排出量削減につながる取組を進めてまいります。

第Ⅲ期埋立処分場は、令和9年3月までの使用を予定しておりましたが、ごみ埋立量の増加によって使用期間は早まる見通しにあります。

このため、令和8年10月の供用開始を目指し、次期埋立処分場整備に係る実施設計を進めるとともに、可燃ごみの中間処理を行うため、斜網地区（1市4町）による広域焼却施設の整備に向けて、関係者との協議を重ねてまいります。

町民の皆様には、埋立処分場の延命化を図るためにも、ごみ分別の徹底とリサイクルの推進、排出マナーの向上に御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

<まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり>

標高525メートル、眼下に日本最大のカルデラ湖・屈斜路湖が広がる「美幌峠」には、多くの観光客が訪れています。

昨年4月にリニューアルオープンした道の駅「ぐるっとパノラマ美幌峠」の魅力化を図るとともに、観光客をまちなかへ誘導するため、2階に展示スペースを設けるほか、情報発信力を高めるなど、展望休憩室の再整備に取り組んでまいります。

昨年は、阿寒摩周国立公園（釧路市・弟子屈町・足寄町・美幌町）がゼロカーボンパークに登録されました。

国立公園満喫プロジェクトの取組として、ひがし北海道3空港を結ぶトレイルネットワークの構築、ゼロカーボン観光の推

進など、関係自治体と連携の上、自然環境に配慮した脱炭素な取組を進めてまいります。

屈斜路湖や斜里岳、知床連山を眺め歩く絶景は、滞在型の観光資源となる可能性を秘めています。

美幌地区3町広域観光協議会による「屈斜路カルデラ外輪山トレイルルート」の整備を目指し、関係者との協議を重ねるとともに、モニターツアーを実施するなど、藻琴山・美幌峠・津別峠を活用した広域観光を推進いたします。

環境意識の高い観光客に人気のサイクリングツアーは、自然豊かな本町にとって魅力的な観光メニューの一つです。

取組主体となる美幌観光物産協会の事業費を補助し、古梅地区を拠点にサイクリングツアーを企画するほか、登山やツリーイングのガイドを育成するなど、自然豊かな環境を生かした体験型観光の定着に努めてまいります。

交流促進センター「峠の湯びほろ」は、町民の憩いの場として多くの方に御利用いただいています。

昨年は、福祉風呂に入浴介助用の電動リフトを設置いたしました。新年度においては、脱衣室ロッカーの更新や浴室シャワーの交換など、引き続き、快適に御利用いただける環境づくりに取り組んでまいります。

みどりの村森林公園は、豊かな自然と触れ合える空間として、親子連れを中心に人気の高い施設です。

開設から30年以上を経過しており、老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保に努めるとともに、施設の改修や再整備に向けた検討を進めてまいります。

肥沃な大地が広がる美幌町は、畑作を中心に農業を基幹産業として発展を遂げてきましたが、農家戸数の減少や担い手不足に加え、生産性の向上やクリーン農業への対応など、農業経営の改善と強化を図るため

の対策が課題となっています。

新年度においては、農業の担い手の確保、環境保全型農業の支援に取り組むほか、農作物原産種圃設置事業や乳用牛振興事業を拡充するなど、安全安心な農作物の生産と酪農・畜産経営の体質強化に取り組んでまいります。

みらい農業センターでは、高い収益性を期待できる新規作物や新たな栽培技術の実証試験、占有農場を活用した青空講習会や農業講座の開催など、様々な取組を行っています。

アスパラ伏せ込み栽培の技術指導や農村ツーリズムの推進など、美幌農業の魅力発信と新たな農業収益策の確立を目指し、事業を展開してまいります。

平成29年度に事業着手した国営かんがい排水事業（網走川中央地区）は、令和3年に貯留施設が完成し、現在は揚水機場の建設が進んでいます。

干ばつ被害を防ぎ、農業の生産性と品質の向上を図るためにも、早期の通水開始に向けて事業を推進してまいります。

また、道営土地改良事業（豊高第2地区・田中第2地区・中央美和地区・中央野崎地区）に取り組むとともに、国営かんがい排水事業で造成された水利施設の維持管理を行うなど、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

有害鳥獣による農作物の被害は増加傾向にあり、特にエゾシカによる食害が問題となっています。

鳥獣被害対策実施隊によりエゾシカの駆除を継続実施するとともに、猟友会の協力の下、ヒグマ出没時の出動体制を強化するなど、鳥獣被害の防止に取り組んでまいります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価値を高めるには、計画的な森林管理と環境に配慮した木材・木製品の付加価値に取り組む必要があります。

国際認証であるFSC森林認証の普及促

進を図るとともに、町産材の活用促進や木製品のブランド化、企業の森づくりによるカーボンオフセットを推進し、貴重な森林資源を守り育てる取組を進めてまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理・保全を図るため、森林環境譲与税を活用し、林業従事者の就業支援や小型機械の購入費用を助成するなど、担い手の確保と森林経営の安定化に取り組んでまいります。

本町の商業は、近隣市への購買客流出や町内における大型店舗の進出、人口減少などにより、既存商店の経営環境が厳しさを増している状況にあります。

商工会議所や連合商店会と連携し、消費拡大につながるプレミアム商品券の発行や商店街イベントを開催するとともに、店舗リフォーム費用を助成するなど、町民の生活を支える商業の振興を推進してまいります。

さらに、果敢に挑戦する方を応援するため、起業家支援事業に取り組むほか、びほろブランド認証制度と連携し、地域資源を活用した特産品開発を支援するなど、商業活動の促進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や物価高など、多くの中小企業が厳しい経営状況にある中、中小企業融資利子補給等補助金について、運転資金の融資期間を現行の7年以内から最長10年以内へ拡充し、事業継続を支援してまいります。

工業においては、基幹産業である農業に関連した食品加工業を中心に、産業の振興と雇用機会の創出が図られています。

美幌町企業立地促進条例に基づき、町内に工場等を新設または増設する事業者に助成措置を講じるなど、本町の優位性を生かした企業誘致活動と地元企業の育成に努めてまいります。

労働者の福祉増進と生活の安定を図るため、労働者が働きやすい環境を整える必要

があります。

就労機会の提供と通年雇用化を柱に、季節労働者の雇用対策を進めてまいります。

特殊詐欺の手口は多様化・巧妙化しており、消費者トラブルも複雑化しています。加えて、昨年4月の成年年齢の引下げにより、若年層に目をつけた詐欺の発生も懸念されています。

美幌消費者協会の協力の下、消費生活相談の充実と消費生活問題の未然防止に努めてまいります。

<住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり>

本町は、比較的コンパクトに市街地が形成されていますが、近年は空き家や空き地も目立つようになり、都市機能のスポンジ化が進んでいます。

人口減少下においては、都市機能の集約と居住を誘導すべき区域を設けるなど、誰もが暮らしやすい「コンパクトなまちづくり」を実現する必要があります。

昨年実施した町民アンケートの結果を踏まえ、都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

北海道横断自動車道網走線（端野高野道路）は、平成31年に事業化され、令和4年から高野地区においても工事が始まっています。

高規格道路は、物流の効率化や観光振興、救急搬送時の速達性と安全性の向上、災害時の緊急輸送など、地域にとって必要不可欠な社会インフラであります。

北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会による中央要望をはじめ、あらゆる機会を通じて、国や北海道に整備促進を強く働きかけてまいります。

町道については、交通の利便性や安全性の向上を図るため、緊急性や必要性を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。

新年度においては、国の交付金を活用し

て、第112号道路（新町）の整備、稲美旭橋の補修工事、第60号橋（都橋）の補修に向けた実施設計を行うほか、町道4路線の道路・歩道の整備を進めるなど、車両及び歩行者が安全に通行できるよう、道路網の整備と道路環境の維持に取り組みます。

除排雪体制の充実を求める方は多く、重要度の高い行政サービスと認識しています。町道の除雪延長は、市街地区が113キロ、郊外地区が266キロ、合わせて379キロに及びますが、民間事業者と農村地区除雪組合の御協力の下、引き続き、早期の通行確保に努めてまいります。

また、町が保有する除雪ダンプ1台を更新し、町民生活や経済活動に支障を来すことがないように、安定した除雪体制を確保するとともに、自治会「たすけあいチーム」へ貸与する除雪機を増台し、間口置き雪対策を強化いたします。

本町では、台風や大雨の影響により美幌川が増水し、市街地北部において住宅の浸水被害が度々発生しています。

排水ポンプや発電機を配備し、樋門の管理体制を強化する一方で、自然災害を未然に防ぐため、河川管理者である国や北海道と連携して治水対策に取り組んでまいります。

町が管理する普通河川については、緊急浚渫推進事業債を活用して河道及び沈砂池のしゅんせつを年次的に進め、河川環境の整備と保全に努めてまいります。

町内には、せせらぎ公園をはじめ、町民の憩いの場として親しまれている都市計画決定公園が23か所あり、1人当たりの公園面積は全道平均を大きく上回っています。

供用開始から年数を経過し、施設や遊具の老朽化が進んでいることから、安全基準に沿って計画的な修繕・更新に取り組むとともに、適切な維持管理に努め、安心して御利用いただける環境を整えてまいりま

す。

平成23年度に開始した住宅リフォーム促進補助事業は、これまでの12年間に1,400件余りの申請があり、工事費の総額は33億円を超えるなど、居住環境の整備と地域経済の活性化に大きな効果が現れています。

新年度においては、制度の再利用を可能にするほか、工事費の下限額の引下げや、補助対象工事を拡充するなど、より利用しやすい制度へ事業内容を見直し、事業効果をさらに高めてまいります。

本町には、16団地・77棟・795戸の公営住宅があり、住宅セーフティネットの機能を保持するために適切な維持管理に努めていますが、耐用年限を迎える住戸も多いことから、建て替えや改善を年次的に進めていく必要があります。

新年度は、仲町団地の建て替えに先立ち、現入居者の仮居住先として建設する旭団地7号棟（30戸）の実施設計を進めるとともに、南団地（6号棟から10号棟）の共同階段に手すりを設置するなど、入居者の安全性の確保と公営住宅の長寿命化に取り組んでまいります。

一定の要件を満たした空き家（不良住宅）の除却補助制度を創設して2年を経過しますが、事業効果を高めるために、補助要件の一部を見直しいたします。

専用住宅に加えて兼用住宅を補助対象とし、不良住宅の判定要件を緩和するなど、補助対象の範囲を拡充することにより、増加傾向にある空き家の解消を積極的に進めてまいります。

また、空き家を活用した移住体験住宅整備事業補助金については、補助対象者を町内の個人または法人に限定しておりましたが、町外も対象とすることで、空き家の有効活用と交流人口の拡大を図ってまいります。

昭和56年10月に供用を開始した下水道事業は、人口減少による使用料収入の減

少、施設や設備の更新に伴う投資の増大など、経営基盤の強化を図る必要があります。

新年度においては、終末処理場の中央監視設備及び汚泥処理施設、下水道管渠の更新に取り組むとともに、新たに地方公営企業法を適用し、公共用水域の水質保全と長期的に安定した事業経営の推進に努めてまいります。

下水道計画区域外においては、個別浄化槽を設置して水洗化を図る個別排水処理事業を実施しています。

下水道事業と同様に、新たに地方公営企業法を適用し、衛生的な住環境の維持と安定した下水道サービスの提供を推進してまいります。

水道事業は、給水人口の減少に伴う給水収益の確保と老朽化した水道施設の計画的な更新が課題であります。

日々の生活に欠かせない重要なライフラインとして、災害時においても必要最低限の水の供給が可能となるように、日並浄水場の耐震補強工事、基幹管路（送水管）の更新工事、老朽化した配水管の更新など、水道水の安定的な供給と経営基盤の強化に取り組んでまいります。

水道未普及地区世帯については、水質検査費用や家庭用浄水器の設置費用を助成するほか、新たに飲用井戸の整備費用補助制度を創設し、飲用水の安全対策を推進いたします。

<夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり>

学校教育においては「確かな学力を身につけること」「豊かな心を育むこと」「健康やかな体を養うこと」を柱に、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携・協力しながら調和の取れた教育環境づくりを進める必要があります。

就学時に少人数指導を行うことで生活習慣と学習規律を身につけられるように、町費による臨時教員を配置し、小学校第1学

年において30人以下学級を継続して実践いたします。

指導主事を2名体制に強化し、教員の指導力の向上と授業改善を推し進めるとともに、タブレット端末を活用した授業展開をはじめ、電子黒板を小中学校の全ての学級に配備するなど、ICT教育の学習環境を整えてまいります。

読書活動の充実を図るため、学校図書館の機能充実に取り組むとともに、特別支援教育支援員を増員し、保護者のニーズや児童生徒の特性に応じた教育を推進いたします。

少子化による影響で児童生徒数は減少傾向にあり、小学校においては1学級となる学年も増えている状況にあります。

このため、学級運営上の課題を整理し、教育環境の向上及び持続的な学校運営を目指して、少子化を見据えた小中一貫教育推進ビジョンの策定を進めてまいります。

学校給食においては、子育て世代の負担軽減を図るため、多子世帯（第3子以降）における給食費の無償化を継続して実施いたします。

また、美幌産の農産物と特産物を学校給食で提供し、町産食材のおいしさを伝えることで、食育及び地産地消の推進に取り組んでまいります。

美幌高等学校は、農業科2間口が再編され、令和5年度から未来農業科1間口となります。普通科（2間口）も定員割れが続いていることから、生徒募集と高校の魅力化に向けた取組を強化する必要があります。

新年度においては、模擬試験及び検定試験費用の補助、農業科実習服の支給、部活動強化支援策を講じるなど、間口確保に向けて、美幌高等学校教育振興対策協議会と連携の上、オール美幌体制により、教育環境の充実と入学者の確保に努めてまいります。

町民の学びや活動を支えるには、町民会

館、図書館及び博物館などの社会教育施設を中心に「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境整備に努める必要があります。

第8次美幌町社会教育中期計画の基本目標を実現するため、全ての世代が幅広く生涯学習の機会に触れることができるように、施設の維持管理と事業内容の充実を図ります。

また、札幌大学との地域連携事業や多文化共生推進事業に取り組むなど、関係人口の拡大と生涯学習の推進に努めてまいります。

文化活動の拠点となる町民会館「びほーる」では、町民の皆様の心に感動や安らぎをもたらす芸術や文化の鑑賞機会を提供するほか、文化団体やサークル活動の発表の場として、町民の文化的な活動を推進してまいります。

また、芸術文化活動において高い技術と感性を有する青少年を対象に、全国大会等の出場経費を助成する「未来のアーティスト応援事業」により、本町の文化振興を担う人材の育成に取り組みます。

博物館においては、より親しみやすく、利用しやすい形態を目指し、第1展示室の展示更新を行うほか、保存する資料を活用した特別展、企画展及びロビー展を開催し、町民の学習意欲を高めるための役割を果たしてまいります。

また、学校教育と連携した体験学習や博物館講座などの主催事業を積極的に推進し、児童生徒の知的好奇心の向上に取り組んでまいります。

建設から44年を経過する図書館は、施設の老朽化と狭隘化、駐車場不足などの課題を抱えています。

新図書館の整備に向け、昨年3月に基本構想を策定しましたが、建設場所や財源確保などの課題があることから、事業の実施時期を先送りし、慎重に検討を重ねてまいります。

なお、新年度においては、紫外線を照射して除菌する図書消毒機を導入するなど、安心して利用できる環境づくりに取り組んでまいります。

あわせて、子ども未来絵本036事業を通じて、本に親しむ機会を創出するほか、学校図書館の充実を図るため、図書館司書が巡回する回数を増やすなど、子供たちの読書習慣の推進に努めてまいります。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であり、スポーツに親しむ環境づくりが求められています。

新年度においては、トレーニングセンター耐震改修に向けた実施設計、町営球場夜間照明のLED化、リリー山スキー場のリフト電動機の更新など、老朽化した施設や設備の長寿命化に取り組んでまいります。

また、本町が目指すべきスポーツ振興の方向性を明確にすべく、美幌町スポーツ推進計画を策定するとともに、夢に向かって努力する子供たちを応援する「未来のアスリート応援事業」を通じて、トップレベルの選手として活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。

【むすびに】

以上、予算編成の基本方針と令和5年度の主要施策について申し上げます。

美幌町自治基本条例の前文には、100周年を迎える美幌町が、今後、歩みを進めるべき道筋が示されています。

「私たちは、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、そして、町民憲章にいう『ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町』をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります」

まちづくりにおいては、100歳はまだ成長期です。

これまでの100年の経験を生かし、未来へと紡いでいくとともに、活気に満ち

て、笑顔あふれる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える「ふるさと美幌」を目指して、今できる最善の努力を重ねながら、一步一步、丁寧かつ確実な町政運営に努めてまいります。

次の100年へ。

町民の皆様、議会議員の皆様には、引き続き御支援と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。令和5年度の予算編成方針といたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、14時15分といたします。

午後2時 7分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和5年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 令和5年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

令和5年度予算の御審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政に関する執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜り、学校教育と社会教育を両輪として、必要な能力や資質を育む教育施策を着実に推進してまいります。

我が国では、人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化、ICT・グローバル化の進展などにより、人々の価値観やコロナ禍による生活様式と働き方が大きくさま変わりしており、これまでの知識や経験だけでは正解を見いだすことが難しい時代となっております。

社会の在り方そのものが従来とは劇的に変化し、先行きが不透明で予測が困難な状況の中、教育行政の果たす役割はますます重要となっております。このような時代に

あっても、子供たちが未来を切り開いていく力を育み、町民一人一人が健康で心豊かな人生を送ることができ、生きがいを感じられる学びの実現は、教育行政の使命でもあります。

今年度におきましても、教育関係者の皆様と共に「美幌町教育大綱」を共有し、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見を賜りながら「顔の見える教育委員会」として本町の教育行政に全力を挙げて取り組んでまいります。

【教育行政に臨む基本的な考え方】

令和5年度の教育行政の執行に当たり「第6期美幌町総合計画」を柱に「美幌町教育大綱」並びに「第8次美幌町社会教育中期計画」の取組を進めるとともに、総合教育会議における町長との協議を踏まえた町行政との連携を図りながら、美幌町の教育の基本である「美幌町教育目標」の実現を目指し、家庭・学校・地域・関係機関との連携を一層強化し、次の重点施策に取り組んでまいります。

また、依然として新型コロナウイルス感染症の影響は様々にありますが、子供たち並びに施設利用者の安全を第一に、創意と工夫により学びを止めない教育活動の推進に努めてまいります。

【重点施策の展開】

《幼児、学校教育の充実》

新型コロナウイルス感染症が流行してから3年が経過し、ワクチン接種も進む中において、今もなお収束の目途は立っておらず、学校・学級運営にも制約のある状況が続いております。このような中、各学校では、新学習指導要領を着実に実行すべく、様々な工夫により、児童生徒の学びを止めない活動を続けております。

教育委員会としましては、全ての児童生徒が知・徳・体のバランスの取れた生きる力の育成を目指して、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働して、様々な社会的変化を乗り越えながら、豊かな人生

を切り開き、未来の持続可能な社会の創り手となり得るよう、その資質・能力を育成するため、保護者・地域・学校と連携して各種施策に取り組んでまいります。

＜SDGs・ESDの推進＞

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）と、この考え方を子供たちに知ってもらい、持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育（ESD）の推進は、新たな北海道教育推進計画の施策にも盛り込まれております。

現代の社会問題に対して向き合い、未来を生きていく子供たちのため、持続可能な社会の作り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現や、多様性を尊重した共生社会の実現に向け、SDGsやESDの理念を踏まえた学校経営に取り組んでまいります。

＜幼児教育関係機関との連携＞

幼児期は、子供の心身の発達や生涯にわたる人間形成の根幹をなす重要な時期であり、人間として生きる力を身につけられる基礎固めをする役割を担っております。

幼児期と小学校の円滑な接続は重要であるため、要保護児童対策地域協議会をはじめ、子ども発達支援センターや保育園、認定こども園などの関係機関と幼（保）・小の接続が円滑になるよう努めてまいります。

＜学校教育の推進＞

確かな学力の向上。

算数科、国語科の充実強化。

確かな学力向上のため、チーム・ティーチングや習熟度別指導を行い、北海道教育委員会のチャレンジテストやNRT（全国標準学力検査）、全国学力・学習状況調査を活用し、結果を分析して授業改善に役立てるなど、基礎的・基本的な知識や学習内容が身につくよう取組を進めております。

主に、小学校の算数科と国語科においては、低・中学年を中心に、きめ細やかな指導のため、教育支援員を継続配置し、全学

年において確かな学力の定着に取り組んでまいります。このほか、包括的連携協定を締結している北見工業大学の協力による学習サポート事業については、小中学校の長期休業中を利用し、継続実施いたします。

また、児童が日常的に学習できる環境を提供するため、退職教員による「放課後学習サポート」事業も継続して実施するほか、家庭学習の習慣づくりのため、小中学校が連携した「家庭学習の手引き」と「生活リズムチェックシート」の活用を広く呼びかけて、学校の学びと家庭の学びの連携を強化いたします。

ICT教育の推進。

GIGAスクール構想により、タブレット端末を導入してから2年が経過しますが、学力向上に向けたICTの効果的な活用を検討するため設置しました美幌町ICT教育推進委員会での取組や、教職員の知識と指導能力の向上により、授業や家庭での活用が進んでいる状況にあります。昨年度、ICT教育を推進するために導入した電子黒板は、各学年に1台を整備して授業の幅に広がりが見られたことから、今年度は小中学校の全学級に導入してさらなる学習環境の整備・充実を図ってまいります。

多様な子供たちがこれからの情報化社会を生き抜くため「個別最適な学び」と「協働的な学び」をともに実現し、全ての子供たちの可能性を引き出し、新たな時代に求められる創造力や情報活用能力の育成と教育の質を高めるために「ICTをいかに活用していくか」という転換した考えの下に、ICT環境の円滑な運用と機器の効果的な活用を図ってまいります。

小学校少人数学級の推進。

きめ細やかな教育のため、小学校の35人以下学級については、国や北海道の少人数学級事業の動向を見据えながら、引き続き、町費による臨時教員の配置を継続して、小学校1年生を対象に30人以下学級を実践し、児童一人一人の理解度や興味・

関心を踏まえた学習指導体制を整備してまいります。

語学教育の充実。

新学習指導要領の下で、小学校3・4学年は「外国語活動」、5・6学年は教科としての「外国語」が実施されております。今年度も、小学校3校の連携により、外国語専科教員による巡回指導の継続・充実を図り、全小学校に設置しておりますイングリッシュルームの活用と、2名の語学指導助手（ALT）のサポート体制により、一層の語学教育の充実に努めてまいります。

次世代を担う子供たちの国際理解教育推進のため、美幌町教育の特徴である語学教育の充実を図りながら、高等学校卒業までに外国語でコミュニケーションが取れることを目指して「聞く・読む・話す・書く」の力を総合的に育ててまいります。

小中一貫教育の推進とビジョンの策定。

令和3年1月、中央教育審議会答申で示された小学校と中学校の9年間を一貫して体系的・継続的に行うことにより、学力向上をはじめ、子供たちの社会性・自己意識の育成など、教育効果・教育環境の向上が期待される小中一貫教育においては、引き続き調査研究を行い、今後の美幌町教育の羅針盤とも言える小中一貫教育推進ビジョンの策定を目指すとともに、小中で連携した事業に取り組むほか、小中一貫教育推進講演会を開催するなど、教育関係者のみならず、地域の皆様の理解を深めるための取組を進めてまいります。

あわせて、小中学校における教員の相互交流や学校種間の連携、進路指導を見据えた特別支援教育における小中の接続を強化するとともに、近年の少子化傾向を踏まえ、今後の児童生徒数の減少に対応した町立学校の最適化に向けた検討を引き続き進めてまいります。

授業改善の充実。

学習規律のさらなる定着。

授業の効率化、学力向上のために必要と

なる学習規律は、小中学校の学習規律を集約し、策定した「美幌町学習規律スタンダード」を基に、各学校とも教育推進の重点事項として作成し、成果が現れております。引き続き、学習規律のさらなる定着を図るため、校内一丸となった、より具体的な取組を進めてまいります。

授業改善の推進。

児童生徒一人一人の新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学びに向かう力や人間性の涵養のため、指導方法や指導体制の工夫改善が必要であります。

これまでの個の理解度に合わせた習熟度別指導や、オホーツク管内全体の学校が学習環境の充実や授業改善のため、主体的に取り組んでいる「オールオホーツクで学力向上を！ロードマップ」の実践を引き続き生かし、昨年度に設置した学力向上推進会議での取組内容の実践や、GIGAスクール構想によるICT機器の積極的な活用、教員の研修会への参加や外部講師による校内研修会の開催、さらには、指導主事を2名体制に強化し、教員の指導力向上と授業改善を推し進め、課題解決学習の定着を図ります。

公開研究会の実施。

収束の兆しを見せない新型コロナウイルス感染症による影響がある中、全小中学校が校内研修の成果の発信として公開研究会を創意工夫しながら継続実施しており、授業改善や教員の指導力向上などに大きな成果を上げております。

今年度においても、校内研修を一層充実させて、教員の資質・能力の向上を図り、小中連携した特設授業の公開や研究協議を柱とした公開研究会の実施を積極的に進めてまいります。

健やかな身体の育成。

健康保持。

子供たちの健康の保持・増進を図るため、定期的な健康診断や新型コロナウイルスなどの様々な感染症予防のため、基本的

な感染防止対策の徹底を継続実施いたします。

近年、家庭や学校でのデジタル端末の使用により、視力の低下や近視が認められる子供が増えてきていることから、今後とも、家庭と連携した視力低下対策に取り組んでまいります。

また、小学校は、虫歯予防対策のため、フッ化物洗口を継続実施するほか、中学校では、喫煙や危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を開催して、適切な保健管理・指導を行ってまいります。

体力向上。

子供の体力が低下傾向にある中、日常の体育授業の充実をはじめ、教育活動全体を通じて運動量を確保し、体力を培うほか、全ての学年で新体力テストに取り組み、家庭や地域と連携した児童生徒の運動機会を創出し、部活動や地域の少年団活動を奨励してまいります。

また、児童生徒の体力向上、運動習慣の定着化を図るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの分析結果を踏まえた体力向上プランを作成し、その取組状況を検証し、体力の向上に努めてまいります。

あわせて、関係団体の深い御理解と御協力の下、水泳、スキー、スケートの各授業においては、引き続き外部講師のサポートにより実施してまいります。

生活習慣。

食事、運動、休養や睡眠等の規則正しい生活習慣を確立するため推進している「早寝・早起き・朝ごはん運動」は、家庭との連携を密にすることで、年々、取組の成果が上がってきております。今後とも、成果と課題を家庭と共有し、学校や家庭における生活リズムチェックシートの積極活用や、生活習慣改善などの食育推進のほか、社会教育における通学合宿事業などを継続して共同実施し、望ましい生活習慣と学習習慣の確立に努めてまいります。

また、インターネットや携帯電話の利用

等における情報モラル教育の一環として、適切な情報端末機器の利用とともに、生活リズムの自己管理についても、家庭と連携しながら継続的な指導や取組を進めてまいります。

豊かな心の育成。

道徳科への対応。

道徳教育は「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて行い、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間の特質に応じて児童生徒の発達段階を考慮し、適切な指導を行ってまいります。

その学びの中で、自分の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とし、道徳的価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を育ててまいります。

いじめ対策。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであります。いじめの未然防止・早期発見に向け、小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるよう、学校が一丸となって組織的に対応してまいります。このほか、関係機関や地域の力を積極的に取り込むことが必要であり、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を再認識して「いじめは断じて許さない」という土壌を醸成し、迅速で適切な対応に努めてまいります。

また、子供たちを取り巻く問題が複雑化、長期化している現状にもあるため、悩みを抱える児童生徒の少しのサインを見逃さないよう、スクールカウンセラーと連携した中で、日頃の指導・相談体制を強化して、未然防止、早期発見、早期対応に努めるほか、指導のための教職員研修会や児童生徒への人権・情報モラル教育の充実を図

り、いじめを生まない環境づくりに努めてまいります。

読書習慣。

読書は、豊かな心の育成や言語能力・国語力の向上のみならず、考える力や感じる力、想像する力などを育て、確かな学力の基盤として重要な活動であります。児童生徒が日頃から読書に親しむことができるよう、学校では朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実を図る取組が進められており、家庭での読書を通して家庭内のコミュニケーションが図られる家読（うちどく）をさらに推進してまいります。

あわせて、学校図書館の活用推進のため、小学校巡回司書の巡回日数を週2日に増やし、読書活動の取組を支援するほか、教職員及び児童生徒のニーズに応じた学校図書館の機能充実を図り、読書の習慣化につながる取組を進めてまいります。

教育相談体制の充実。

教育相談の体制としまして、教育相談室に教育専門相談員と不登校問題相談員を各1名配置し、不登校や問題を抱える児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による相談・支援を行うほか、サテライト授業により、個に応じた学習支援を行い、児童生徒一人一人の心に寄り添いながら指導・支援を行ってまいります。このほか、本町では初の民間のフリースクールが開設され、学校外の多様で適切な学びが提供されております。引き続き、児童生徒の教育機会の確保のため、官民がしっかりと連携した中で、一人一人に寄り添った取組を進めてまいります。

また、児童生徒の心のケアや、教職員・保護者の問題解決に向けた連携を強化するため、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談体制の充実と早期対応に努めてまいります。さらに、全小中学校で実施しているQ-Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を継

続し、児童生徒個々の理解と対応方法、学級集団の状態を把握し、結果を基に今後の学級経営に生かしてまいります。

特別支援教育の充実。

特別な支援を要する児童生徒が年々増加している中で、各学校に特別支援教育支援員を配置しておりますが、個の特性に応じたきめ細かな教育支援を行うため、今年度は学級編制に合わせて3名を増員して28名を配置するとともに、特別支援教育関係者への研修会を実施し、個別の支援計画・指導計画の活用や保護者との相談を重ねながら、関係機関と連携した効果的な支援を行ってまいります。

また、美幌町特別支援教育連携協議会を通して、福祉・医療・教育等の関係機関の連携により、乳幼児から就労後までの支援体制を切れ目なく、地域で一貫した相談及び支援体制の構築を図り、児童生徒や保護者の多様化するニーズに対応した教育環境の整備に努めてまいります。

安全・安心な教育環境の充実。

防災教育の推進。

近年、国内で発生している大規模災害を受け、地震や台風などの災害から身を守る能力の育成に向けた学校現場での防災教育は不可欠であります。子供たちが自らの力で危険を予測し、状況に応じた判断や行動を通して危機回避できる力を身につけ、常日頃から防災意識を持つために、火災、地震、台風災害を想定した避難訓練や防災訓練を実施いたします。

また、全小中学校で取り組む「1日防災学校」は、児童生徒にとって貴重な体験学習であり、引き続き関係機関の協力により防災の要素を取り入れた授業を継続して行うよう取り組んでまいります。

安全教育の充実。

子供たち自らが安全に行動できる資質・能力の育成とともに、安全・安心な学校生活を送るため、PTAや地域の皆様のボランティア活動、警察など関係機関の御協力

により、交通安全教室や自転車乗車マナーの指導、防犯訓練、通学路の安全確保、登下校時の見守り活動のほか、不審者情報メールの配信や携帯電話・パソコン等のインターネット犯罪から子供たちを守る取組を進めるほか、親子で学べる場の検討など、保護者、地域住民、関係機関が連携し、地域ぐるみで子供たちの健やかな成長を育む環境の確保を図ってまいります。

また、全国では子供たちが犯罪（性犯罪含む）に巻き込まれる事案が報告されており、子供たちの心身に大きな影響を与えております。生きるための教育として、専門家などによる正しい知識の習得や、教材・指導の手引を活用した安全教育の充実に努めてまいります。

学校の衛生管理。

新型コロナウイルス感染症は、今もなお収束の目途は立たず、今後も警戒を続けていかなければなりません。今後とも、児童生徒の健やかな学びを保障していくことが重要であることから、学校における感染拡大のリスクを低減した上で、学校運営を継続してまいります。

各学校においては「学校の新しい生活様式」により、感染対策に対応しておりますが、今後も継続して、児童生徒と教職員の感染症予防対策の徹底とともに、国による業務支援員を配置しながら、施設の消毒・換気などを行い、持続的に児童生徒が安心して教育を受けられる環境整備に努めてまいります。

また、昨年度試行的に学校へ生理用品を配置しておりましたが、子供たちの心と体の健康を守り、不安のないよう学校生活を過ごすために継続配置してまいります。

信頼される学校づくりの推進。

服務規律の保持。

教職員は、教育公務員として、児童生徒の人格形成を支援する自覚と責務を持って職務に当たる必要があります。児童生徒の手本とならなければならないことを改めて認識

しなければなりません。

学校教育は、地域住民との信頼関係の上に成り立っているため、町民に疑惑や不信を招くような行為は厳に慎まなければならないことを再認識して、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう指導を徹底し、職場全体で服務規律の厳正保持に努めてまいります。

教職員の資質と能力向上。

教職員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指し、その成長を促すという非常に重要な職責を担っており、絶えず研究と修養に励むことが求められております。

引き続き、教職員の資質・能力向上のため、網走地方教育研修センターをはじめ、個人研修や道内外の各種研修のほか、組織的に取り組む校内研修、授業実践交流、公開研究会による授業公開など、研修・研究体制の充実を図り、実践的で専門性の高い教職員の取組に支援してまいります。

働き方改革の推進。

教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動が継続できるよう「美幌町働き方改革推進プラン（第2期）」を令和3年3月に策定し、教育委員会と学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでおります。今後も、学校業務の効率化・平準化を目指した教職員の意識改革を進め、働き方改革に取り組んでまいります。

また、中学校の部活動は、今後、休日の活動を皮切りに地域の実情に応じた段階的な地域移行を検討しておりますが、生徒数が減少する中、将来にわたりスポーツ・文化に継続して親しむことができる機会を確保することや、指導経験のない教職員が顧問を務める現状がある中で、部活動指導における負担が過度にならないよう、持続可能な部活動体制の構築を目指し、取り組ん

でまいります。

地域と連携した学校づくりの推進。

学校は、教育活動やその他の学校運営の状況を自ら評価し、その結果を公表する学校評価を実施するとともに、新年度の学校経営方針や重点課題を広く公表することで、学校・家庭・地域がおのおのの役割を果たしつつ、社会全体で連携・協働する「地域とともにある学校づくり」の深化に努めております。

今年度においても、学校運営協議会制度の確かな推進と、多くの方々の協力による「『3つのきょういく』応援団」、また、各学校運営協議会の情報共有や資質向上を目的とする学校運営協議会連携会の運用により、地域の子供は地域で育てる仕組みを推進するほか、学校行事や学校だより、昨年度から全小中学校で運用開始した学校ホームページ等を通じて、学校の状況や子供たちの様子を保護者や地域に発信してまいります。

あわせて、地域の意見を踏まえて学校運営に生かしながら、地域の皆様と一体となり、一層信頼される地域とともにある学校づくりを進めてまいります。特に、スポーツや芸術分野においては、外部講師による指導や地域資源（自然・環境・人）を積極的に活用し、特色ある学校づくりに努めてまいります。

学校給食と食育の推進。

学校給食は、衛生管理の徹底の下で「おいしく安心・安全な給食提供」に努めるとともに、地元産農産物や地場産加工品を積極的に取り入れ、食を通じた地域の理解と食文化の継承を図ってまいります。

近年、食生活の乱れなどにより、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。このため、学校と連携して給食を学校における食育の生きた教材として位置づけ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組んでまいります。

給食の食べ残しについては、学校給食の意義や栄養摂取の大切さを、献立表や給食だよりを通じて、きめ細かな説明と情報提供による食品ロス削減の取組を進めてまいります。

今年度においても、小中学生のいる多子世帯の保護者に対しては「美幌町第3子以降学校給食費補助事業」により給食費の無償化を継続し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒については、医師作成の「学校生活管理指導表」に基づき、保護者・学校との面談により、学校給食におけるアレルギー対応を適宜行ってまいります。

＜学校教育施設環境の整備充実＞
学校施設整備。

子供たちが快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため「美幌町学校施設長寿命化計画」を基に、計画的な施設設備の改修に努めてまいります。

今年度においては、全小学校の黒板昇降機及びバスケットゴール修繕を、旭小学校では教室の網戸修繕を、また、美幌小学校体育館・美幌中学校校舎・北中学校校舎及び体育館においては、LED照明設置工事を実施してまいります。このほか、給食センターでは、排水処理施設内の流量調整槽の水中曝気ポンプ修繕、給気用送風機修繕及び食品庫床修繕などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行については、安全運行に努めるのはもとより、児童生徒の利便性を考慮した運行を行うとともに、少人数の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き効率的で安全な運行に努めてまいります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加する中、より高度で専門的指導がふさわしいとされる場合、美幌町の児童生徒は、北海道北見支援学校（北見市川

東）が就学校となりますが、保護者による毎日の送迎の負担を軽減するため、昨年度より運行している北見支援学校への登校便を引き続き実施し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

＜高等教育への支援の充実＞

美幌高等学校との連携・支援。

美幌高校は、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画により、本年度から農業科の1学級を減とし、生産環境科学科及び地域資源応用科を未来農業科に学科転換いたします。

町は、これまで「北海道美幌高等学校教育振興対策協議会」と共に振興対策に向けた取組を進める中で、1学級減は非常に残念でなりません。このような中、これまでの入学者の状況や今後の中学卒業生数減少の傾向から、普通科の学級減も危惧される場所であり、平成29年度から支援している間口対策補助金を取りやめ、その財源を生かして、目指す進路の実現や、充実した高校生活のための支援を講じてまいります。

具体的には、昨年度改修の報徳寮に女子の入寮が可能となったことで、町外からの入寮希望者が増えている状況にあることから、入学者を呼び込む「地域みらい留学」制度は、入学者確保に有効な手段であるため、引き続き積極的に取り組んでまいります。このほか、未来農業科への入学機会に支障を来すことのないよう、報徳寮運営への継続支援や、高等学校のGIGAスクール構想における1人1台端末整備のためタブレット端末の貸与、教育支援事業におけるポスター・学校案内の作製、模擬・検定試験費用、商品開発、農業科実習服や部活動強化支援などを進めてまいります。

これらを通じて、未来農業科のみならず、普通科にも一人でも多くの生徒に入学してもらえよう、関係機関と連携を図るとともに、美幌高校の魅力づくりとなる取組に対して、継続して支援を行ってまいり

ます。

《生涯学習の充実》

社会教育では、生涯を通じて互いに学び、高め合える、活力を生む生涯学習の取組を着実に進めてまいります。

令和4年度に策定した「第8次美幌町社会教育中期計画」の三つの推進目標を社会教育行政推進の柱として、町民のニーズに十分に応えられるよう、社会教育委員による単年度評価を中心に、毎年の事業点検評価を踏まえながら、さらなる取組の改善・充実を図ります。

＜社会教育の推進＞

学習活動の推進。

家庭教育。

家庭や地域からの教育力向上を図るため、乳児期から学齢期における子育てに関する諸課題に切れ目なく対応していけるよう、乳児期における「フレッシュママセミナー」の実施や、幼児期における「家庭教育学級」の開設や活動支援、学齢期の「PTA役員研修会」に取り組んでまいります。

あわせて、家庭での教育力も必要なことから、多くの保護者が関心を持つ学びの充実を努めてまいります。

少年教育。

小学生を対象に、公共交通機関で近隣市町へ出かけたり、町内の事業者等の協力で行う体験学習や、児童が公共施設で生活を共にし、そこから学校へ通う通学合宿事業を継続するとともに、中高校生には、次代を担うリーダーの養成を目的に、講習会を継続的に開催することで、児童生徒の興味・関心の幅を広げ、自ら考え行動する力を育ててまいります。

青年教育。

青年教育では、社会の一員として、まちづくり活動に参画する青年たちの自主的活動を推進するため「青年交流会」や「はたちのつどい」の開催支援を行います。

また「青年講座」開催により、青年の学

習の場を引き続き提供してまいります。

成人教育。

町民の自主的な学習活動を支援する「みんなのまなび場応援事業」や、広く町民の知識・教養を深める「イマドキ講座」や「きらり女性セミナー」を開催し、誰もが気軽に参加できる学習機会の提供に努めるほか「女性国内研修派遣事業」を通して、女性リーダーの育成に努めてまいります。

また、町内在住の外国人技能実習生に対して、町民との交流を深め、本町へ愛着を持ってもらえるよう、日本の伝統文化などを学習・体験できる機会を提供する「多文化共生推進事業」を継続実施いたします。

高齢者教育。

明和大学では、多くの仲間と共に充実した学生生活を送れるよう、学生の多種多様なニーズに応えながら、学習内容の充実を図ってまいります。

また、明和友の会や一般高齢者を対象とした「明和大学公開講座」や「アクティブシニアセミナー」を継続し、高齢者の生きがいづくりと生涯にわたる学習の場を提供してまいります。

青少年健全育成の推進。

青少年育成センターは、民間組織である青少年育成協議会と連携を強化しながら、青少年の健全育成や非行防止活動のための指導と支援に努めてまいります。

「地域の子どもは地域で育てる」を合い言葉に、リトルウイングや子どもみまもり隊による児童生徒への声かけや見守り活動のほか、青色回転灯装備車両によるパトロールなど「地域のおじさん・おばさん」として、引き続き、町民総ぐるみ運動を展開し、子供たちの安全確保や非行防止に取り組んでまいります。

文化活動の推進。

芸術文化鑑賞事業の充実。

幅広い世代の町民に向け、各実行委員会と協力して質の高い生の芸術に触れられる機会の充実を図ることで、町民の文化的な

活動への関心を高めるとともに、町民が主体的に行う小規模鑑賞事業に対し、支援を行ってまいります。

芸術文化活動の支援。

各種文化団体の活動に対して、支援や技術の向上と文化の裾野を広げるための指導者招聘事業を継続してまいります。

また、昨年度より取り組む「未来のアーティスト応援事業」を継続し、芸術文化活動に打ち込む青少年の全国・全道のコンクール等への参加経費を助成し、次代を担う若い世代の技術の向上や文化の振興に努めてまいります。

子供たちの表現活動の場である「びほーる『演劇ひろば』」の活動をサポートし、異年齢の子供たちが、演劇やダンス・歌などを自分たちで創作しながら、協調性や積極性を養い、コミュニケーション能力や感性を高める取組を行ってまいります。

スポーツ活動の推進。

美幌町出身者が日本代表選手としてパラリンピックや冬季オリンピックに出場し、活躍することは、本町にとって大変名誉なことであるとともに、スポーツに関わる子供たちに夢を抱かせ、スポーツに親しむ人や見る人に対しても、大きな感動と生きる活力となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化により、コミュニケーションの場などが制限され、心と体への影響が心配される中、スポーツの機会は、誰もが心身ともに健康で充実した生活を営むためのツールとして、生活に必要不可欠なものであります。

このため、町民の様々なニーズや年代・性別・障がいの有無にかかわらず、多様性を尊重したスポーツの機会をつくり、健康体力の維持増進やレベルの高い競技力の向上を図るため、美幌町スポーツ協会やびほろスポーツクラブ B e e t とさらに連携・協働して、より充実したスポーツ環境づくりを推進してまいります。

また、本町の青少年のスポーツ活動は非常に活発であり、トップアスリートを夢見る選手を支援するための「未来のアスリート応援事業」をさらに充実させるとともに、子供たちが安心して活動でき、全国や世界で飛躍するような選手の育成を支援してまいります。

人口減少や少子高齢化が進む中、各競技団体においては、スポーツ指導者の高齢化や後継者不足が大きな課題となっております。学校運動部活動やスポーツ活動を継続・充実するには、活動を支援し、競技者人口の拡大と指導者の養成や資質向上が必要であり、指導者養成の資格取得費用の助成を継続してまいります。

これまでのスポーツ環境の整備充実やスポーツ基盤をさらに強化・継続し、美幌町の独自の特色を生かしたスポーツ振興が一層図られるよう「美幌町スポーツ推進計画」の策定に取り組んでまいります。

図書館活動の推進。

社会的なニーズの変化により、図書館の機能や役割は大きく変わりつつあります。そうした変化に対応するため、今までの図書館運営を抜本的に見直し、町民の皆様にとって「利用しやすく、魅力的な図書館」を目指してまいります。特に、特色ある蔵書計画、各事業の充実を図りながら、障がい者や高齢者に優しいユニバーサルデザインを意識し、レイアウトや掲示方法などを工夫してまいります。

また「子ども未来絵本036事業」を継続することで、乳幼児から高齢者まで切れ目のない読書環境づくりに努めてまいります。さらには、学校巡回司書の取組を強化し、学校と図書館が連携して児童生徒の読書活動の推進に積極的に取り組んでまいります。

あわせて、町制施行100周年記念事業の一つとして、美幌町に関わる図書やパンフレット等の資料展示により、美幌町の歴史を振り返る機会を提供いたします。

新図書館整備に向けた取組については、令和3年度に図書館整備検討委員会の御尽力で基本構想が策定されております。現在、具体的に作業を進める中において、財源確保・建設場所・複合化などの課題があり、この内容を整理しなければ前には進めないことから、今後は、この課題解決に向けて、町行政と連携しながら取り組んでまいります。新図書館整備は、引き続き、関係者と議論を深めながら、来るべき時期に着手できるよう万全の準備を整えとともに「誰もがいつでも集える魅力的な図書館」として、未来に向けた持続可能な図書館づくりに取り組んでまいります。

博物館活動の推進。

町民の多くの皆様に、ふるさとの自然や歴史、芸術などのすばらしさに触れていただき、積極的に利用してもらえる博物館として、魅力ある事業づくりを進めてまいります。

教育普及では「フィルムが伝えた昭和の記憶」をテーマとした特別展や、貴重な収蔵資料を展示するロビー展などを企画するほか、各種団体や学校教育などと連携を図り、体験活動を主体とした講座内容を充実し、博物館教育につながるよう努めてまいります。

また、博物館は、自然や民俗及び美術等に関わる資料の寄贈をはじめ、これまで多くの資料を収集・保管してきておりますが、開館から35年余りが経過し、現在では資料数が膨大になったことから、収蔵庫が飽和状態にあります。今後も、次代に継承する貴重な資料を収集する必要があることから、新たな収蔵庫建設に向けた調査・研究を進めてまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、指定文化財「美幌小学校のかしわ」の生育環境保全作業や、町史跡解説看板の設置を進めるほか、埋蔵文化財発掘調査として、道営農地整備事業などにおける予備調査、その他各

種開発行為に伴う事前調査を実施いたします。

＜社会教育施設環境の整備充実＞

社会教育施設は、社会教育や芸術文化活動、スポーツ活動など、地域における生涯学習の拠点として、これまで、多くの方々が学習や交流の場として利用され、その振興に大きな役割を果たしてきております。

あわせて、災害時等における避難場所などの防災施設としての機能を有する施設もあることから「美幌町社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、安心・安全な施設利用環境を確保するため、計画的な施設整備の改修に努めてまいります。

また、公共施設の脱炭素化の取組を進めるため、今年度においては町営球場のLED照明設置工事を実施するほか、懸案のトレーニングセンター耐震改修工事については、今年度中に実施設計業務を行い、次年度以降に工事着手できるよう準備を進めてまいります。

【むすび】

以上、教育行政に臨む基本的な考え方と重点施策について申し上げます。

令和5年度は、町制施行100周年という大きな節目を迎えます。これまで先人たちが身を粉にして築かれた教育のよき伝統を継承しながら、これからの美幌の未来を築いていく人材の育成に力を注いでいかなければなりません。

町の将来を担う子供たちが「ふるさと美幌」に愛着と誇りを持ち、未来に向かってたくましく成長できるよう、また、町民一人一人が生涯を通じて心豊かに学び続けられるよう、本町教育の一層の振興と充実発展のため、教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、町民の皆様と議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。令和5年度の教育行政執行方針といたします。

御清聴、ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、15時5分といたします。

午後3時1分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第28 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第28 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、3項目について御質問いたします。

1点目が、学校部活動について。

学校部活動の地域連携について御質問いたします。

学校部活動については、これまで、文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」が策定され、平成29年には部活動指導員制度が導入、さらに、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

そのような中、平成31年（令和元年）には、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、令和2年には、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されました。

また、令和4年6月及び8月には、運動部及び文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられました。そして、これらを踏まえて、12月には新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。

その趣旨は、一つ目、生徒の望ましい成長のため、持続可能で多様な環境を一体的

に整備することで、地域の実情に応じたスポーツ・芸術文化活動の最適化を図り、体験格差を解消すること、二つ目、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質を向上することとなっております。

北海道教育委員会は、公立中学校を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本に、令和7年度末をめどに休日の部活動の地域移行をおおむね達成することとし、令和8年4月から、休日の部活動は地域において行うことを目指すとしています。

美幌町においては、学校部活動においても、地域クラブ活動においても、全国・全国的に輝かしい成果を上げていますが、今後は、学校部活動と地域クラブ活動のさらなる連携が必要と思われま

す。この部活動の地域移行に関する推進についての現状と今後の取り組み方についてお聞かせください。

続いて、2点目です。

町民会館使用料について。

アルコールを伴う飲食使用時の使用料減額についてであります。

美幌グランドホテルが廃業して、はや3年がたとうとしています。また、帯広の事業者が、その跡地での宿泊施設建設に向けて動いていますが、宴会等を行うバンケットホールは設けないとの意向です。

現状、美幌町内で大多数の宴会を行う施設は町民会館しかない状況です。しかし、その使用料は安くはありません。

宴会のやり方にもよりますが、飲食業者にお任せの2時間規模の宴会ですと、準備から撤収まで4から5時間、会場を使用することとなり、3階の中ホールA・Bと配膳室を5時間使用で9,000円、冬季は暖房料として4,500円がプラス、さらに、配膳室設備や音響設備まで使用すると1万6,000円から1万7,000円となります。1人当たりの料金負担は、50人規模で326円、30人規模で543円となり

ます。物価高騰により食材費やアルコール飲料の単価も値上がりしている中で、負担が増える一方です。中ホールで宴会をする場合、配膳室と配膳室設備は無料とするなどの特例があれば、少しは違うと思います。

アルコールを伴う飲食で使用時の使用料減額の可能性についてお聞かせください。

続いて、3点目です。

新型コロナウイルス感染症等対策について。

美幌町におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症等対策の成果と今後の感染症対策についてお聞きいたします。

令和2年1月、日本国内で初めて新型コロナウイルス感染者が発見されました。それ以降、爆発的に感染が拡大し、様々な感染症対策が行われてきました。

美幌町においても、令和2年度から今までに約17億円の予算を確保し、備品等購入の感染対策、経済対策、生活支援対策、検査及びワクチン接種などの施策を行ってきました。

今まで、感染症法上、第2類に指定されていた新型コロナウイルス感染症ですが、5月8日以降、第5類へ引き下げる旨、発表されました。第5類移行後も、医療費やワクチン接種費は、当面公費負担で検討されているようです。しかし、行動制限、入院措置や勧告などはないようです。マスク着用についても、3月13日から基本的には個人の判断となります。

以上の状況を踏まえまして、今までの新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における原油価格・物価高騰等対策の成果と今後の感染症等対策をどう行っていくのか、お聞かせください。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

なお、学校部活動についてと町民会館使

用料については、後ほど教育長から答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年余り、感染力を高めながら変異を続けるウイルスにより、流行の波が繰り返され、社会や経済は大きな影響を受けてきました。

これまで、本町では、国や北海道と連携し、町民の皆様、事業者の皆様の御協力の下、経済対策及び感染防止対策に全力を挙げて取り組んでまいりました。

御質問の新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における原油価格・物価高騰等対策の成果ですが、本町では、昨年4月26日の国によるコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の決定を受け、地域経済の状況を把握した上で、生活者及び事業者に対して必要な支援を講じてきたところであります。

生活者支援につきましては、物価高騰臨時支援給付金給付事業などによる支援実施により、原油価格・物価高騰に直面する町民負担の軽減が図られたものと考えております。また、事業者支援につきましては、新型コロナウイルス対策事業者支援金給付事業や原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付事業などの実施により、事業の継続と雇用の確保に効果があったものと考えており、いずれも一定の成果が得られたものと事業評価しているところであります。

今後につきましても、国及び道による対策や動向を注視の上、町民生活及び地域経済の状況把握に努めるとともに、関係団体と協議しながら、状況に応じて必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、今後の感染症対策をどう行っていくかにつきましては、国は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針ではありますが、感染力や病原性が変わるものではないため、引き続き、三つ

の密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等の感染対策を行ってほしいとしております。

本町における今後の感染症対策につきましては、国や道の方針に準じた対策を引き続き取っていくこととしており、町民の皆様にご混乱が生じることのないよう、適時、国及び道の動きを確認の上、お知らせをしていくとともに感染症の対策を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、令和2年9月1日に文部科学省から発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとされており、令和4年6月6日の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」では、改革集中期間を令和5年度から令和7年度末をめどとした具体的な目標年次が示されました。

その後、令和4年12月27日にスポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされ、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期については、国として一律に定めないことに改められております。

この達成時期の目標が改められたことは、全国的に受皿や指導者、運営主体や利用施設の確保など、整理しなければならない課題が多く、3年間での移行達成は現実的に難しいという声を反映したものと推察します。

お尋ねの部活動の地域移行に関する推進についての現状と今後の取り組み方についてでございますが、現状としては、これまで、両中学校の現状や関係団体と意見交換を通じた動向の把握のほか、全道・管内における会議の参加、教育委員会内での情報共有や地域移行に当たっての課題の整理など、提言で示されていた休日の学校部活動の地域移行の目標時期である令和7年度末を目指し、取り組んでいるところであります。

また、一定の条件の下で全国中学校体育大会に地域スポーツ団体等の参加が認められ、さらに、オホーツク中学校体育連盟では、拠点校方式の合同チームの大会参加を容認することで検討が進められている状況にあります。

今後は、早期の実現に向けて、次年度は指導主事を1名増員した中で準備を加速し、中学校間の連携調整をはじめ、運営団体や指導者、練習場所の確保など、多岐にわたる課題解決に向けた具体的な方策の検討とともに、関係団体と協議し、適宜、関係者への情報提供を行うなど、地域移行に向けた体制を整えていきたいと考えております。

部活動の地域移行につきましては、生徒数減少の中、将来にわたりスポーツ・文化に継続して親しむ機会を確保することで、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の皆様の御協力の下、美幌町の実情に応じた持続可能な部活動体制の構築を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、町民会館使用料についての御質問にお答えいたします。

町民会館におけるアルコールを伴う飲食使用時の使用料減額についてでございますが、公共施設の使用料につきましては、御利用される皆様が各区分に応じて御負担いただくものであります。

一方、減免措置については、公益性など

の利用内容に照らし合わせて可否を判断しており、町民会館におきましても、町民会館条例施行規則で基準を設け、適用しているところであります。

御質問の中ホールで宴会をする場合、配膳室と配膳室設備は無料とするなどの特例を設けることについての可能性であります。美幌グランドホテル廃業後、町民会館にバンケット機能の充実を求める声や、使用料の負担軽減などについて御意見をいただいている現状を踏まえ、今後、町民会館の飲食を伴う利用については、どのように利用者のニーズに応えていけるか、検討を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） それでは、学校部活動から再質問させていただきたいと思っております。

部活動の運営主体が学校ではなく地域や民間クラブ等の学校外に託されるということが、地域であまり大きな話題となっていないのではないかなと私は感じております。

また、本ガイドラインは、対象を中学校としておりますが、目的、趣旨からいえば、小学校の段階から実施してもいいのではないかなという思いから再質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、御答弁の中に関係団体との意見交換や動向把握の中で、地域移行等に直結する具体的な意見というのはあったのかどうか。あったとすれば、どのような意見だったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 具体的な意見でございますけれども、やはり、本町は非常に少年団活動も盛んでございます。そのよ

うな中で、中学校も二つありますので、小学校、一つの少年団のチームで活躍、活動されていた競技について、中学校に進学することによって二つに分かれてしまう。そういったことから、やはり、クラブチームだとか、合同チームということ望むような意見はあったということは承知しております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 当然、このガイドラインは中学校を対象としていますので、中学校の対象者と意見交換したという趣旨でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 中学校と申しますか、実際、今の少年団の保護者と意見交換した状況でございます。小学生の保護者です。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 地域のクラブ活動は、スポーツ系だと確かに一つとか、文化系だともっとあると思います。いずれにしても、小学校ですと3校、中学校ですと2校、それぞれ非常に少ない人数で各学校の活動をやっていると。

そして、今、野球でいえば9名以上、サッカーでいえば11名以上、ラグビーでいえば15名以上、ブラスバンド部においても、30名以上にならないとB編成にならないとか、いろいろ制約がある中で、なかなか単一の学校では出場が非常に難しい状況です。例えば、野球ですと、北中と美中が一緒になってチームを組んだりといったことも実際にやっているわけです。

そういう中で、二つ目で教育委員会として課題の整理を行いましたという御答弁があったのですけれども、どういう課題を整理したのか、その一端を御紹介していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

課題の件でございますけれども、例えば、指導者の確保、あと、練習場所や施設の確保、それから、施設間の移動です。特に、夏場の場合でしたら、自転車とかを使うのでしょうか、冬場の場合はどうしたらいいのかとか、あと、指導者に対する報償費というのでしょうか。当然、無償とはなりませんので、そのクラブ運営に対する補助、それから、ちょっと議員もお話しされていましたが、少年団の中学生、高校生との一本化ということも、今後、課題になるのではないかと、そんな話が出ております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 少年団、小中一本化という話も課題として挙がったという話なのですけれども、このガイドラインは、確かに中学校を対象としていますと明確には書いています。明確に書いていますが、小学校の活動についてはどうなのかな、小学校に多分こういう部活動という指導項目がないから、あえて入れていないのではないかなと私は思うのです。

そして、小学校には適用できないのか。例えば、美幌町独自で、小学校も対象にしてこの移行というのはできないのかどうか。

その辺、規則的というか、法律的にどうなのかという部分についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

基本的には、国では中学校からとは言っておりますけれども、私どもとしましては、小学校まで考えていきたいという考えであります。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 部長の口から小学校も含めて考えていきたいという御答弁がありましたので、非常に心強く思います。

実際に、部活動に関する方針を策定しましたということで、2019年に美幌町教育委員会を出しているのです。町立学校の部活動の在り方に関する方針の策定ということで出している中で、その中に、小学校の段階においても、中学校の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を中心に考慮して、休養日や活動時間を適切に設定することとしますということで、小学校も対象にしてこの方針に定めますようたっています。

ということで、ぜひ、この部活動の民間移行についても、小学校も対象にしてやっていただけたほうが、特に学校の先生の負担もなくなるでしょうし、先ほど言いました大会、練習するにしても、選手の確保が容易になると思うのです。そういう観点から、ぜひ、小学校の段階からやっていただきたいなと思います。

続いて、ガイドラインが出たということをつい去年の秋ぐらいに私は知ったのです。

ということは、地域の住民の方、特にこういう部活動をやっている保護者の方は、知らない人のほうが多分大半なのではないかなと思うので、情報発信が重要だと思います。

今後、情報発信を当然やっていくと思うのですが、どういうやり方で情報発信をしていくのか。今こういう部活動は、もう学校任せではなくて、美幌町全体としてやっていくようになりますよということをやったり宣伝することが大切だと思うのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 情報発信の関係でございますが、議員がおっしゃるよう

に、やはり情報がなかなか行き届いていないという反省がございます。

実際に、国からは、部活動の地域移行ということでアナウンスがされているわけですが、その中では、令和5年度からと非常に断片的なことなので、各競技団体の指導者の方々にしてみたら、何も情報がない中で令和5年度から進むのかという御意見がございます。そういった点では、私どもとしましては、やはり、丁寧な情報発信、情報提供というのが欠けていたのかなと反省しているところでございます。

これらにつきましても、現在、教育委員会の内部でもどういったスケジュールでいくかということを決めている段階でありますので、そういったことも見えてきた段階で、適宜、早め早めに、いろいろな各競技団体だとか、あと、学校を通じて保護者の皆さんにも周知していきたいなと思っております。

また、その前の質問で、小学校もということでございますけれども、私どもとしましては、1回目にお答えいたしましたように、例えば、拠点校方式だとか、クラブチームだとか、様々なやり方はありますが、一律にスタートするというのではなく、できるところから進めていきたい。例えば、モデル的にどこかの競技種目について、先行的にできる環境を整えばそこから始めたいという思いもありますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今言ったように、やはりできるところから手をつけたほうが、やっているときに問題も出てくるでしょうし、課題も出てくると思うのです。そうしたら、その解決法も多分出てくると思いますから、例えば、文化にしる、スポーツにしる、次の団体が地域移行するときには、非常にそれが参考になると思うのです。

また、先ほども言いましたけれども、特に吹奏楽については、東陽小学校と美幌小学校で、旭小学校にはないと。旭小学校に通っている生徒さんの中にも吹奏楽をやってみたいんだという子はたくさんいると思うのです。

だから、例えば、吹奏楽が、小学校と中学校が一緒になるかは別にして、小学校のうちからみんなと一緒にやるチームがあるよということになれば、旭小学校に通っている子も、小さいときから、小学校の段階から、吹奏楽になじめるというメリットもあると思うのです。

そして、先ほど言いましたように、野球にしてもそうです。今なかなか9人そろわない。美幌についても、旭と仲2スピリットと小学校でもクラブチームが二つ、今も多分二つあると思うのですけれども、なかなか人数がそろわないということで、それが一つになれば、選手層も厚くなるし、大会にも出られるようになる。私は、地域移行することのメリットのほうがたくさんあるのではないかなと思うのです。

ということで、あとは、先ほど学校施設とか、報償とかという問題も出ていましたけれども、まず一つ目は、学校の施設です。地域移行になったときに、学校の施設あるいはコミセンとか、町民会館も含めて、教育、美幌町の公共施設というのは、無料で使わせることはできないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今現在も、少年団活動につきましては、無償ということでございます。なかなかよその地域で進まないというのは、やはり費用の面から進まないという事情もありますので、その辺は考慮した中で、こういった形でいくのが、本当に子供たちが将来にわたってスポーツに関わっていくとか、環境を持続することを最優先に考えていきたいと思っております。その中で、やはり費用負担の問題も考

慮しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 各学校には体育館は必ずありますし、空いている教室もいっぱいあると思うのです。だから、例えば、どこかの教室の一角を何とかクラブの拠点にするとか。特に、吹奏楽などでは、楽器があるから、楽器を毎回運ばなくてはならないというデメリットも出てきますので、拠点は1か所にしておけば、そこに楽器も置いておけると。そして、好きなときに子供たちが集まってきて、そこでみんなと一緒に活動ができる環境を整えてやるというのが、多分、行政の務めだと思うのです。

だから、そういう下地づくりというのか、そういうのをぜひやっていただきたいなという話。あと、学校の先生方も、部活動に非常に熱心な先生、もう私はボランティアでもいいからやりたいのだという先生と、指導者がいないから、しょうがなく校長先生に言われてやっているのだという2通りのタイプがおられると思うのです。

後者の方については、地域移行になることによって、非常に肩の荷が下りる先生がいるでしょうし、前者、最初のほうの先生だと、せっかくやりたいのだけど兼業になるよな、でも、兼職兼業はいろいろな手続を取れば可能となっています。

だから、その辺も含めて、美幌町としては、兼職兼業になった場合、どうするのか、まだ具体的に多分定まっていないと思うのですけれども、その辺の美幌町としての対応としては、今どう考えているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 教職員の兼職兼業の関係でございますが、今、北海道教育委員会でもガイドラインを作成している段階でございますので、それに沿った形になってくるのかなと考えております。よろし

く申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 先ほど言いましたけれども、美幌町は、スポーツにしろ、文化にしろ、皆さんが非常に熱心で、指導者の方もたくさんおられますよね。そして、職員の方でもいろいろな団体に所属して指導をやっている方もいます。

だから、多分、下地はいっぱいあると思うのです。あとは、その環境をしっかりとつくってあげて、平日も休日も関係なく地域移行でやるよ、このクラブは地域でやるよというきちんとした下地をつくって、道筋をつけてやれば、どこの自治体よりも早くできるのではないのかなと思うのです。

今やっているのは、多分、北海道では、紋別が茶道クラブか何かで地域移行をやっているみたいですがけれども、あとは、特に管内では地域移行をやっているところはないです。

北海道の中でも、たしか、先進地を見るとあまりなかったということで、ぜひ、美幌町が道内、管内の先駆けとなって、1 個のチームでいいですから、1 個の活動でいいですから、地域移行をしてもらいたいな、美幌がモデルになってもらいたいと思うのです。町長は公約に、次代につなげるまちづくり、ふるさと教育の推進、美幌に関わる芸術家やアスリートなどの人材を活用した教育を進めますとうたっています。そういう思いを聞いて、町長としての考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、戸澤議員からおっしゃられたこと、未来のアーティスト、それから、未来のアスリートをしっかり育てる。学校のクラブ活動とか意向があるのですが、美幌は、本当にそういう活動が盛んで少年団活動がしっかりしていて、ある意味では、今回、町としてしっかりとやるのが大事かなと思っているのです。

人口規模によっては、なかなか町がというより市がやるといったら難しいところもあるのですが、私どもの町であれば、その辺は、先ほどから教育長が言っていますけれども、やはり、町としてこうするというのを、道なりの一つのガイドラインが出た段階で示すべきだと私は思います。私とすれば、そのことに対してはしっかり支援をして、やはり、美幌から、そういうチャンスがある方、可能性がある方が伸びていていただくことを心から願っている状況ではあります。

○議長（大原 昇君） 1 番 戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 今回の質問の趣旨は、ぜひ、小学校も対象に地域移行してもらえればいいなという観点で質問しました。教育委員会からは非常に喜ばしい回答をいただきましたので、この件については質問を終わらせていただきます。

また、今回、同じような質問をする議員がおりますので、ちょっと余地を残しておきたいと思います。

では、2 番目です。

町民会館の減免基準の中で、アルコールを伴う飲食で使用する場合を除くと、明確にアルコールと書いてあるのです。だから、お茶だったらいいのかなという感じはあるのですけれども、これは、明確にアルコールは駄目だよとした理由です。多分、お茶はいいと思うのですけれども、その辺の基準というか、教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 社会教育課長。

○社会教育課長（立花良行君） 今、議員がおっしゃられたとおり、減免基準の中に、アルコールというものは除くと明記をさせていただいております。

従来からそうだったと思うのですけれども、基準ができましたのは、新館、町民会館が新しくなってから整理し直して、ああいう形で基準を定め直していただいている

ところであります。

今言われたアルコールとお茶の違いという部分でありますけれども、基本的には、会議等の使用に伴う飲食というところで、お茶あるいは弁当という範囲であれば、減免の対象になる部分もございます。ですが、アルコールになると、どうしてもそういった部分とはちょっと異なる趣旨になるのかなということで、減免から外させていただいているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今、課長がお答えしたとおりなのですが、若干補足させていただきたいと思います。

一般的な考え方としまして、公共施設の使用料の減免というのは、やはり、一定の公益的な要素というものが出てくると思うのです。そういった中で、アルコールを飲みながらというのは、公益的な活動と言うにはなかなかちょっと難しいのかなと思っています。

1 回目の中でもお話ししたように、現実、美幌グランドホテルが廃業してから、そういったバンケット機能を求めるという声が多いということもありますので、どのような形でそういった声に応えていけるかというのを、やり方も含めて、今後、教育委員会内部でも検討していきたいと思っていますので、よろしく願いします。

○議長（大原 昇君） 1 番 戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 自治会の会議とかはただになっていますよね。自治会あたりで、新年会だ、忘年会だ、事業の中で入れてやること、多分、ほかの自治会もある、そういう自治会もあると思うのです。そういった場合、うちの自治会はグランドホテルとかをよく使っていたのですけれども、そういうところがなくなって、では、自治会で、例えば、新年会をやるときは、これだけお金がかかるのだ、では、やめようか

という形になってしまうのです。

例えば、それが弁当をつけてビール1本だけにしたとしても、それは、やはり公益性としては認定されないのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 一概にビール1本だったらいいというのは、非常に難しい判断になると思うのです。そういったこともあって、本当に町民の皆さんに理解いただけるような形の制度をどういった形でできるかということ、繰り返しになりますけれども、内部でも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今後協議していくということですので、これ以上深く追求しませんが、減免団体です。減免団体も、先ほど言いましたように、自治会連合会だったらいいけれども、自治会単位の事業は駄目だと明確に書いてあるのです。

でも、自治会連合会の事業だったらオーケーですよと書いていますので、その辺も含めて、今後、検討の課題に挙げていただけたらと思います。

それから、暖房期間中の使用料が50%アップなのです。これが本当に妥当なのか。冬季の50%がやはり一番大きいのですよ。例えば、中ホールのA、B両方を合わせると、たしか1,400円、暖房費だけで700円行ってしまうのです。

だから、本当に50%も燃料費がかかっているのかなという思いがありますので、その辺も含めて今後検討していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 冬期間の暖房の関係でございますが、こちらの50%割増しというのは、町民会館に限らず、そういった貸館、施設の目的外使用等で共通している部分でございます。今後、町として使

用料・手数料を見直しする中でも、またそういうことも検討されるのかなと認識しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 続いて、コロナの話をしていただきたいと思います。

5月8日以降は5類に移行してということで、国がどういう形で公費負担をするかというのがまだ全然分からない状況なのですが、町民にとって、やはり、一番不安なのは、インフルエンザだと非常に高い熱が出ると、ちょっと病院に行こうかと言って、病院に行って受診して検査しますよね。コロナの場合も、熱は出ないけれども、うちの同居している誰々が熱がひどくて、病院に行ったらコロナだったのだよねということがあられると思うのです。

そうした場合、私も、かかっているかどうか、ちょっと心配だな、でも、病院へ行って検査するまでもないなと思ったときに、今年度は、介護施設とか、そういう施設に対して、支援金を充ててこれらの検査をやっていますよね。

そして、薬局でもらう制度ですか。薬局で検査キットをもらう制度もまだ今年度はやっていると思うのですけれども、ああいうのが来年度以降も継続されれば、少しは町民の方は安心すると思うのですよ。

例えば、コロナがはやっていたどこどこへ行ってきて、帰ってきたけれども、何かちょっと調子が悪いんだよね、でも、病院へ行って検査するまでもない。でも、キットを買うにしても2,000円かとなったときに、美幌町に申請すれば、キットをもらえるなというちょっと安心感が出ると思うのですけれども、そういう考えは、町長、ないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、具体的なことを聞かれたのですけれども、やはり、根本的に、国が2類から5類に移行する中にお

いて、なかなか町村が何かをするということは、今のところ、あまり内部でも考えていないのです。それはなぜかという、コロナ自体が、何かがすごく変わってきていると、私はそこまで思っていないのです。

言うなら、確かに感染者の数は減ってきているけれども、本来コロナで気をつけなければいけないことについては、従来どおりです。例えば、今日の答弁にも書いてありますけれども、三つの密を避けるとか、換気をよくするという事になったときに、今、自由にそれぞれの町がという考え方が本当に正しいかどうかということ。ですから、今こういうことはと聞かれたのですけれども、基本的には、やはり、町民の方々が感染して感染者が広がることは、もうどんなことをしてでも避けたいという、その根底には、町民の方の命と健康を守るということを最優先に考えた場合です。

ですから、こういうことはどうですかと言ったときに、今後それをやるやらないということの答弁というのは、正直言って、今、私はちょっとできない状況であります。

本来、そういうことが予想されるのであれば、国がきちんとそのことの対処について指示とは言わないけれども、考え方を示して、では、私どもがそれに合わせて何をするという事をする必要があるのかなと思っっているのです、そう御理解いただけないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 聞き方がまずかったと思います。

令和4年で実施しました申請して薬局で受け取る検査の事業、それから、介護施設等に対する上限1万円の事業。すみません、予算書を見ていなかったから、そういう詳しいところまで確認できていないのですが、これについては、令和5年度以降も

継続されるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 原則、5類に下がるということは、インフルエンザと同等の感染症になるという認識で私どもはおります。

では、今インフルエンザの件でそれらの検査経費をかけているかという、そうではございません。したがって、その取扱いについても、結果的には、それらの対応に合わせた形になるということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） インフルエンザと同じで、何かあったら自分で検査してくれという話です。

では、最後にしますが、町長は、先ほど、コロナについては今までと変わらないのだと。多分、情報発信もいろいろされていくと思うのですけれども、もし何かあったときに、国からは予算がつかない、でも、町としてこれだけはやらなくてはならないというときには、町独自でもそういう対策はやるのかやらないのか、その辺、最後にお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 国が全て町という話の中において、2類から5類に変わるということよりも、やはり、町民の方の生命というか、それと健康。命と健康を守るということはしなければいけないという判断を皆さんと協議した場合は、私は町単独でもやるべきだという考えは持っております。

以上であります。

○1 番（戸澤義典君） 終わります。

○議長（大原 昇君） これで、1 番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、15時55分といたします。

午後3時49分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 私からは、大きく2点について質問をさせていただきます。

まず一つ目、若者の暮らしやすいまちづくりについて。

若手世代への支援について質問します。

美幌町は、高齢者をはじめ、子育て世代や子供への支援等も充実しています。

満足とは言えないまでも、安心して子供を産み育て、安心して年を重ねられるまちだと思っております。

その切れ目のない町民への支援施策を見ると、子育て支援を除く若手世代への支援が弱いのではないかと感じています。

まちの活力を高めるには、働き手世代への子育て支援が大切なことは言うまでもありません。

しかし、家族を持つ前の若手世代が、美幌町で自己研さんを行うことで幸せを感じ、そのまま美幌町で子育てをしながら定住できるような支援が必要であると考えます。

なかなか給与は上がらず、生活費の負担が増え、自分の楽しみに時間やお金をかける余裕が少ない若者も多いのが現状です。

これからの地域の支え手、コミュニティーの担い手として行く行く力を発揮してもらうためにも、この世代へのアプローチは重要と考えます。

具体的に、家族を持つ前の若手に向けた支援について、今後の考え方をお伺いします。

大きく二つ目、観光振興について。

川湯地区再開発に伴う美幌町への観光客誘導対策について質問します。

今年1月、弟子屈の川湯近郊に大手リゾート企業2社の進出が発表されました。

これは、道の駅「ぐるっとパノラマ美幌峠」にとっても追い風になることは言うまでもありませんが、この追い風を利用して美幌町内に観光客を誘導する施策を早急に打つべきと考えます。

その一つとして、以前にも提案をした美幌みどりの村森林公園の民間活力による再開発について検討すべきと思いますが、今後の考え方をお伺いいたします。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

初めに、若者の暮らしやすいまちづくりについてですが、まちづくりアンケートの結果では、年齢が高まるほど「美幌町に住み続けたい」という回答率が高い傾向にあり、若い世代は比較的低いことから、若者の暮らしやすいまちづくりは重要と考えております。

御質問の家族を持つ前の若手に向けた具体的な支援に対する今後の考え方ですが、

行政としては、現在、町民が自ら企画し、取り組む活動に対し補助することにより、地域コミュニティの活性化及び活力ある地域社会を実現することを目的としたびほろの活力共創事業や、青年層が幅広い知識を習得するとともに、職業や年齢を超えた新たな交流を通じ、地域社会をリードする人材を育むことを目的とした青年講座を実施しております。

加えて、びほろ未来ミーティングを制度化し、若者と意見交換ができる環境も整備しましたので、これまでの取組を継続するとともに、引き続き、若者をはじめ、全ての人が住んでよかったと思えるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、観光振興についてですが、本町は、美幌峠を中心に観光推進を図っており、さらに、観光推進事業を実践的に展開していくため、平成28年に美幌町観光振興革新戦略ビジョンを、平成30年にアクションプランを策定し、観光振興を図っているところでありますが、観光客をいかにまち中へ誘導するかが依然課題となっております。

美幌みどりの村は、豊かな自然環境を活用し、地域住民の余暇の有効活用と健康増進、福祉・文化の向上を図ることを目的に、森林公園キャンプ場の管理運営、各種イベントの開催、体験農園などの事業を実施しておりますが、建設から35年余りが経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、緊急度の高いものから修繕等を行い、利用者の安全性を第一に運営しているところであります。

御質問の美幌みどりの村森林公園の再開発につきましては、グリーンビレッジ美幌を含め、交流拠点、学びと憩いの場として、みどりの村全体の方向性を検討してまいりたいと考えております。

なお、みどりの村旧休憩施設を改修し、本年4月には移住相談拠点施設がオープンする予定でありますので、民間事業者の活

力を生かした可能性についても併せて検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、御答弁いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、随時、再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、若者の暮らしやすいまちづくりについて再質問をいたします。

先ほど町長から予算編成方針のお話もいただきました。今の御答弁もいただきました。その中で、教育以外の部分で若者に向けたものがなかったなと感じておひまして、正直、ちょっと残念に思ひておひます。

答弁では、若者の暮らしやすいまちづくりは重要とおっしゃっていましたが、この御答弁の中に、数を数えると、策は三つしかないのです。

その上に、二つは別に若者に限ったものではないと私は考えているのですけれども、こういった現状をどう考えておひますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、議員から、若者の暮らしやすいまちづくりということで、若者をどう捉えるかという話をやはり考えておひまして、ある意味では、若者が結婚されて、その結婚した後の子育てという部分では、いろいろな施策はたくさんあるのです。

では、その前段は、何があるかというよりも、何を希望されているのかなと私は考えることがよくあるのです。そのときに、これは、行政として、その人たちに何か支援とか補助とか、そういうことを望む世代なのかということも含めて、いろいろ考えています。どちらかというところ、今言われた教育的な施策が多いよねというのは、若者たちが何かするときの一つの年齢的な背景

として、遊ぶことも含めて学ぶとか、将来を考えた施策的に何かできないかということを考えてみると、結果的に大きな分けでいけば、教育的な話になるのかなとちょっと思うことがあって。今、私が示した施策であれば、そういう内容が今指摘された内容ということだと理解しております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 確かに、実際に負担がどんどん増えていくという意味では、子供、家族、家族を持って子供ができて、そういった子育ての負担というところが、一番支援もしやすいと思いますし、一番目に見えるといいますか、そこは確かにそうなのだろうと思います。

ただ、一番最初の質問をしたときにもお話をしましたが、なかなか若い人たちの給与、所得が伸びない中で、物価の高騰もあったり、いつだかの質問でもお話しさせてもらったかと思いますが、やはり、かかる経費を親に負担してもらっている若者がいるというのも、正直、現状です。なかなか自分の楽しみを優先できないというか、そういう若い人たちがいて、実家からも出ていけない。一人暮らしができない。なので、生活が自立できないといいますか、そういう若い人たちが多分増えてきているのだろうと、それはすごく感じています。

今回の町長からいただいた御答弁もそうだと思うのですけれども、基本的に町が行う支援、施策を活用される方というのは、多分、意識の高い若い人たちなのだろうと思うのです。例えば、地域、まちの活力共創事業だったりもそうですし、青年講座もそうなのですけれども、個人での活動というよりかは、団体を組んだりだとか、青年団体とか、そういった組織の人たちが自己研さんのために使われる、ちょっと意識が高い人たちなのではないかなと私は思っています。

逆に、こういう意識の高い若い人たちが

増やしていくということに対して、町が何か取組をしていかないと。先ほど町長は担い手不足の解消ということもお話しされていましたが、では、実際にその業種に対しての担い手として、担い手不足解消のための施策とかを打っても、そもそも若い人たちの意識が上がってこないと、若い人たちが増えてこないと、どれだけその担い手不足の施策をしても、あまり効果がないのではないかなと思っています。

なので、例えば、個人でも何かふだんできないことをやってみようと思わせてあげられるような補助金だったり、サポートだったり、資格取得とか。あとは、学生ではなくて大人です。要は、もう就職している若い人たちが、例えば、留学をする、そういったことを促す。そういった支援、補助だったりとかがもっともって増えてきて、若い人たちの目につくようになれば、もうちょっと、こういったことにチャレンジしてみようかなとか。それを活用して、実際にちょっと意識が高くなってきた、技術、スキルを持った若い人たちが、また次の世代につなげていけるような取組、つながりができれば、効果というのは、伸びていくのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今お話の中で、前段に、親御さんに生活を委ねて、委ねるというより、頼って自立できないという若者がいるとするならば、それは何とかしなければいけないというか。今、木村議員がおっしゃった、まず外に出て、そして、自分が若いときにできるものを実現するというか、どうさせるかというのは、まさにそのとおりだと私は思っているのです。

ですから、常々思っていて、例えば、若者にこの町に住んでもらうというのは、当然、地元や近隣に仕事があるというのが条件であって、そして、美幌に住み続けるための要件は何かと考えたら、それは、多

分、普通の真っ当な部分かなと思うのです。

そうすると、例えば、私どもが今言ったようなことに、いろいろなことにチャレンジしてくれるとありますし。経済面でいけば、例えば、地元というのは、どうも家賃が高かったり、そういうところを補完するというのも考える必要があるかなど。やるやらないはちょっと別ですけども、思うことは結構何点かあるのです。

この何日か前に、少子化が進んでいて出生が全国で80万人を切ったと言われた中でいけば、若者の生活不安や、それから、若者層の賃金体系が上昇しないことによって、子供を育てるような気持ちにまでならないということを考えると、やはり、少子化ということの別な面からすれば、本当に若者の対策を何かしっかりしなければいけないかなど。感じていることは、木村議員が私に御指摘していることと一致しているのかなと思うのです。

ですから、その切り口、どこに目線を置くかというか、私は、お金よりも、その時代というのは、外に出ていろいろな人と交わり、人としての器を大きくして、伸びて行ってほしいという思いのほうが強いというか。

その辺を考えれば、今言われたような、こういう研修に行きたいといったら、そういう制度はあると思うので、そういうものを使っていろいろなところに出ていただければいいのだけれども、問題はそうではない。最初に言われたことに戻ってしまわずけれども、生活で親に頼らざるを得ない人たちがいるよというところは、ちょっと別な次元で考えなければいけないかなど思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、町長がお話された部分は、後ほど触れようかなど思っていました。なので、それは、ごめんなさ

い、次にちょっと置いておいて、その前にまずちょっと違う面でお話をさせていただきます。

今の町長のお話もそうだと思うのですが、例えば、外から若い人たちが美幌に来てくれた。最初はそんなに意識が高くなかったのだけれども、そこで何かチャレンジすることで、一皮むけて、そういったいろいろな取組の中で人とのつながりができて、コミュニティに溶け込んだ。これが、やはり、一番定着してくれて、例えば、そのつながりが生きて、今後、美幌町で家族を持って子供をつくってという流れとしては、自然なのだろうと思いますし、そういう人たちが増えてくることというのが一番なのだろうと私は思っています。

そういった意味でいくと、やはり、少子高齢化を解消するために、子育て世代、子供を増やしていきたいと考えたときに、実際に子供がいる家族を美幌に呼んでこようとかというのは、多分そんなに簡単にいかないことだと思うのです。やはり、まだ1人だったり、まだ夫婦2人だったりのときに美幌町に来てもらって、ここで住んで、ここで子育てしたいとまず思わせる、ここに住みたい、ここに安心して住めると思ってもらえることが大事なのだろうと思います。

なので、ただ、補助金、お金を出して終わりとかという話では決してないのです。やはり、いろいろな人たちが、団体とかではなく、個人でも、何かチャレンジしたりだとかいうところに目を向けて、検討していかなければ駄目なのだろうと私は思っています。

その中で、今、まちの活力共創事業の補助金というのが美幌にはあります。実際にその審査に行かれた若者とかから話を聞くと、そうそうたる、部長以下がずらっと並んでいて、その中で審査を受ける若者なのが2人、3人で行って、これは果たしてどうなのでしょう。

というのは、この補助金は、若者たちが、この補助金を使いたい人たちが、お金がないから町にちょうだいと言ってもらう補助金なのか。それとも、町として、この補助金を使ってまちの活力を高めてほしいと思って出す補助金なのか、そのスタンスなのだと思うのです。

ただ、私は後者であってほしいと思うのですが、審査の段階の面接の話を聞くと、ここにお金を出して大丈夫なのかというのをすごく厳正に審査しているように私は感じてしまうのです。しかし、それで気軽に若い人たちに使ってほしいと言っても、いや、なかなか通らないんだという話とかもちょっと耳にするものですから、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 若者が活躍してもらう部分の中で、ちょっと前段の話をすれば、交流の場というか。ですから、よく木村議員からも指摘されるのですが、移住定住の面から見れば、美幌に関わっていただいたけれども、はい、関わって終わりではなくて、関わった以上はずっとその方とながら、自分の居場所をつくってあげることがやはり大事と思うので、それは同じだと思うのです。

そして、今度は具体的な話ですけども、私として、それから、担当として、やはり、何か美幌の中で前向きにチャレンジしてやっていただきたい、そのための審査をしていると理解しているのです。

ですから、その内容が、人によっては、審査を受けたときに非常に相手が威圧的に感じたとか、そういうことであれば、ちょっと、そのやり方も含めて考える必要があるのかなと。そのときに、皆さんの税金を使ってお出しするということに対しては、これだけあげるから、何か少し好きなことをやらせたら、やりなさいというチャレンジ的な気持ちはよしとしても、なかなかそこまではいかないのが現実なのかなと思

っています。それであれば、今度は私どもに課せられることなのですけれども、資金の集め方。要は、自由に使ったとしても、町民の方がそれはいいのでは、チャレンジ資金のような、はい、これで何かやらせたらいいかと。申請に対して、そういうことをやらないと、ちょっと難しいかもしれないなと思っています。この違いだけは、ちょっと分かってほしいかなと思っています。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） まちの活力共創事業は、多分、若者に限ったものではないという認識の中で、今の町長のお話だったと思います。いずれにしても、まちを元気にしたい、何かの分野を高めていきたいという町民の方々の意識の中で、チャレンジしていきたいというところで使ってもらって、意味のある補助金だとは思っています。その審査の段階では、何人いたらいいかという話ではないとは思っていますが、例えば、審査を厳しくするのではなくて、審査を通した後に行行政と一体になってアドバイスをもっと細かくしながら、進路を是正して一緒に進んでいくとか、そういった方法、やり方もあるのかなと思います。あとは、今、町長がお話しされたように、また別に、若い人たちが楽しいことをやる、ちゃんと若い人たちに対象を絞ったチャレンジ資金のようなもの。お金だけではなくて、そこのお金が大きい小さいかは抜きにしても、そういうきっかけで何かにチャレンジしたいと思いができたときに、それに取り組むことで、その流れの中で、人間だったらいろいろと勉強することができると思うのです。

そこで、例えば、何か企画して、企画書を作ったりだとか、何かパンフレットを作ったりだとか、いろいろなことをやる中で、こういうことって楽しいな、こういうことをやって人に喜んでもらえるのだ、こ

ういう仕事をやってみたいとかというところで、またさらに人の可能性というのは広がっていくのかなと思います。若い人たちがぜひチャレンジする、何かもっと本当に大きい間口の、お金だけではなくて体制としても、そういった支援があったらいいのではないかなと思うのですが、もう一度伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今言った、町である制度については、毎回、報告を受けていますけれども、やはり、ただ駄目ということではなくて、今は、こういうところをこうされたらいいのではないですかとか、こういう可能性に修正したらという話はしていると思います。報告はきちんと受けているので、それだけは御理解いただきたいと思います。

私は、今おっしゃっていただいたような、若者が何かチャレンジできるような仕組みとか、補助まで行けるかどうかは分かりませんが、それは本当に考えていく必要があるのかなと思っています。

それは、前段言いましたけれども、最近の少子化の中においては、そういう若者をしっかり地域でも意識して大切にしていかなないと、そこから始まるということであれば、この頃、認識としては自分なりに再確認をしたつもりであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） そこは、御理解いただけていると思いますので、次に行きたいと思います。

私は、昨年9月に、移住定住促進について、美幌町は戸建ての空き家が少なくということ、主に賃貸の空き家が少なくことについて一般質問を行いました。その際、移住体験住宅ではなく、こっちに来た後の移住促進の住宅整備とかも考えていきたいと町長はおっしゃっていたと私は思っているのですが、その後の検討というか、進捗

というか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 担当等にそういう話はよくしております。

前回の質問の中で、来て、住宅を即、取得するというのはなかなか難しいということであれば、本当にお試しで長期間、例えば、1年とか2年借りられるような普通よりも安価にとか、そういう仕組みとかはできないだろうかということで、担当とお話はしています。

まだ具体的に何かという形ではないのですが、今、いろいろなことを空き家対策も含めて、そういう住宅の多様な仕組みづくりを進めておりますので、今質問されたようなことも実現できればうれしいと思っていますのですが、今、具体的にこうまとまりつつあるというまでのお話ができる状況ではないです。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 実現に向けて検討して動いていると。まだ具体的にまとまった案ではないがということで、でも、検討しているということで御答弁いただきましたので、この辺りは理解しました。

今、隣の弟子屈町が、かなり移住の相談というのが増えてきていると伺っております。この後、観光開発の話とかもちょっとある中で弟子屈町も出てきますが、多分、今後またそういった部分では伸びてくるだろうと思っています。ですが、弟子屈では、やはり、住む場所がなくて移住相談を断っている事例がかなり多いと私は伺っております。

そういった中で、隣の美幌町として、例えば、住まいは美幌で、別の、例えば、観光、アクティビティだったり、仕事の部分は弟子屈ということで、何か連携したりとかというのは具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

あとは、それが具体的にできそうかどうか

かというところですか。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 弟子屈の町長とはよく御一緒することが多くて、今回も川湯地区の再開発についてもいろいろお話をお伺いして、その事業を進める中でも呼ばれて、ずっとそこに関わらせてもらっております。このスキームというのは、阿寒湖畔と同じ仕組みを環境省とやっているということで、普通の町がという次元とはちょっと違うということは理解してほしいと思うのです。

今、言われたように川湯地区、それから、まちの中に昔あった子宝温泉とかいろいろ、あの辺も全部解体して再整備をしたいという意向があります。私どもで考えられるのは、川湯でいろいろな開発がされることによって、これから10年とか10年以内ぐらいに、美幌の方の働く場として、美幌から行く可能性はあるのかなと思っております。

では、弟子屈と何か連携ということについては、状況は細かくお聞きしているので分かっているのですけれども、何か一歩進んでということまでは考えてはいません。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 冒頭のお話にもありましたように、ほかの町と動き方が違うというのは、もちろん理解しているつもりです。

その中で、観光という部分で、またちょっと特殊な話になってくるのかとは思いますが、弟子屈町に移住相談が来ているけれども、断っているという現状において、例えば、その中で美幌と弟子屈が連携して、では、そういった人たちを美幌町で受け入れますよと。その代わり、仕事とか、そういったほかの部分に関しては弟子屈町と連携してとかという流れというのは、一つありなのかなと私は思うのです。そうい

った提案をして、連携に向けて話をしてみるというのはいかがなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） お話しすることはできると思っています。ただ、その進み方が、この二、三年ではなくて、もうちょっと長い時間がかかるということを考えたときに、今お話ししたとしても、現実問題として、職場というのは確保されないわけなので、その辺のことを理解いただかないと。例えば、今、二、三年で来たいと言ったときに、では、二、三年でそういう施設が全部整備されるかとなると、なかなかそこまではいかない状況で、まずは、今解体をして、それから、一つの施設を造るまでは、最低5年以上はかかるのかなという認識でいます。

やはり、スピードはかなり早いのですけれども、なかなかそんな、ぼんぼんぼんという形ではないと私は理解しております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） ごめんなさい。町長、少し話がずれてしまっていたのですけれども、現状、もう移住相談がかなり来ているそうなのです。移住相談が来ているのだけれども断っているという形です。

なので、新しい施設ができることに向けて、仕事が欲しいから移住したいという話ではなくて、今もう現状、弟子屈に移住相談がかなり来ていると。ただ、住むところがないから、断ってしまっているという話です。

前段での今の質問なのですけれども、それであれば、現状、弟子屈もそこまで雇用先が多くはない、そして、住むところもない。ただ、相談が来たけれども、断ってしまったら、もうそれでゼロになってしまいます。そうではなくて、そういうときに、美幌町に、例えば、そういう人たちの相談を振ってもらって、では、何で弟子屈に移住したいのかということだと思ふのです

よ。

でも、美幌に住みながら仕事もしてもらって、遊びに行く。観光として遊びに行ってお金を落とすのは弟子屈とか、そういう流れをつくれれば、ゼロにはならないと思うのです。

確かに、ちょっと、おいしいとこ取りのような話にもなってしまうとは思いますが、それでも、それであれば、弟子屈としても、断ってゼロになるよりも、お互いにいいところで取っていけるのかなと思うのですけれども、そういった流れとしての連携はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、弟子屈がどういう理由で断っているかという意味が、私としてはちょっと分からないのです。

ですから、弟子屈に来て、今いろいろはやっている（「住居がないんです」と発言する者あり）いや、ですから、住居がないといっても、私は、見方とすれば、いろいろ分譲とかをやっているときに、空いているところはたくさんあるのです。

仕事もあって、断っている理由が本当に住む家がないからだけなら、例えば、美幌にどうでしょうかということはお話できる部分もあります。ロケーション的に、私の知っている人が、あそこでアウトドアとか、いろいろやっているのですけれども、例えば、本当に温泉がすぐ出るとかです。条件が、温泉が出るから、この場で、そういう環境というか、自然の中を利用した仕事をしたいとか、それから、今ちょっと名前は忘れましたが、弟子屈で都会との生活をこちらでメインにして行ったり来たりしてやりたいと。

それは、本当に公園があって、公園の中だし、温泉も出るよとか、そういう条件が。ですから、その辺がどういう形かというのは分からないから、家がないからという意味も、私にしてみれば、本当に来てほしいのであれば、何ぼでも方法はあるのか

など思っています。私の知っているところでは何か所か空いているのに、どうしてああいうところはあつせんしないのかなと思うところも結構ありますので、そういう認識であります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私も、認識として、もちろんしっかり調査をしないと駄目なのだろうと思うのですが、実際に、今、移住したいと言っている人たちというのは、多分、まだ経済的に余裕があるわけではないので、そこに来て、分譲を買ったりだとかという人たちではなくて、どちらかという若い世代という認識であります。

なので、賃貸とかがない中で、やはりなかなか住めない、実際にそういう魅力を感じて住みたいと思って来たけれども、なかなか仕事が見つからないとかというところで、多分断っているのだろうと私は押さえております。

ですから、そういう人たちが、もちろん弟子屈だけではなくて広域で、やはり、合う合わないとか、こういう人たちが来たいと言ったときに、美幌町に来たいと言ったけれども、美幌ではなくて、逆に弟子屈のほうがいいのではないとか、そういった選択肢を広げるというのですかね。そういった連携というのが必要なのかなと思うのですが、その辺りの取組というのはどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 連携ということにおいては、いろいろなことで連携する可能性があるんで、それはいいと思うのです。

私は、毎回、移住定住の中でお話ししているのは、美幌に来たいから、誰でもいいからおいでという気は、今までそういう言い方は一回もしたことはないのです。

それは、やはり、きちんとこの地域を理解していただいて、地域の中できちんと関わってもらって、一緒に歩いていける人で

ないと。美幌って何かよく分からない、来て、受け入れてくれたけれども、結果的に地域の方と乖離して、結局、お互い嫌な思いをするというようなどころが多いのです。

ですから、私どもは、基本的に農業の後継というか、主に美幌でこういう農業をやっていた人とか、それから、資格を持って、こういう仕事もあるから来てほしいとかです。

それから、今いる方々がしっかりと関わって行ってあげられて、ああ、本当に美幌に来て、いてよかったなということをしなないと、これからは、ただ来てくれれば、人数が増えればいいということでは、私はないと思うのです。

この辺は、何度も言っていますけれども、美幌に人がいなくても、美幌を思ってここに関わってくれる人がいれば、美幌というのは成り立っていくと、私はそういう主義なのです。だから、そういう体制をやらなければいけないと、私はそう思っているのです。

ちょっとその辺の、何でもいからおいでおいでということではなくて、相手の目的と、それに対するこの地域で対応してあげられることがきちんと一致したほうが、お互い将来的に幸せかなとは思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 町長の思いも理解はします。誰でもいいと私も思っておられません。美幌に来て、ただ何か、例えば、補助金だけもらって、コミュニティーを荒らしてどこかに行ってしまうような人たちにはもちろん来てほしくない、それは私も同じですし、町民の皆さんもそう思っていると思います。ただ、現実、美幌を思う人たちがいてくれて、でも、美幌に人がいなくなったら、経済を担う人たちは、どんどんいなくなっていくます。

そういった意味では、今回、4月からKITEN、新しい移住相談の施設ができますが、そこの関わりの中で、美幌に来たいと言ってくれる人たちにも、美幌が自分に適しているのかどうなのかというのはお互いに見極められる、そのワンクッション置く施設としては、かなり有効だろうと私は思っています。

こうして美幌町の移住相談の窓口がきちんと民間も交えた中でできるので、広域的に、例えば、美幌で断っていたけれども、隣のまちに行ったらこの人すごくいいのではないとか、こういう人材を求めていたよねとか、そういった連携。ただ近隣で奪い合うだけではなくて、やはり、連携して幅広くまちもつないでいく、人もつないでいくという意味でのKITENであってほしいと私は思うのですが、そういった意味での広域、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 考え方とすれば、今、木村議員がおっしゃったように、今まで、私どもと言ったらおかしいですが、行政がやると、どうしても、なかなか経験値も含めて視野が狭いというか、そういうことは一般的に言われるのです。

ただ、今回は、民間の一つの考え方の中で、彼らが持っているノウハウとか、人のつながりとか、そういうこともあります。ですので、いろいろな幅を広げて、私どもでいったら、こういうのは行政として難しいとなるけれども、彼らにしてみれば、そうではなくて、民間レベルで考えたら、こう考えたらできるのではないですかということの窓口として、やはり、民間主導型のものを今回お願いしたということなのです。

私どもが建物を造って、私どもがやると、どうしても幅が狭まる分をもうちょっと広げて。それから、もう一つは、個人だけではなくて、今度は美幌と関わっている

企業にも、ぜひ、こちらの場所として関わってほしいということで、これも積極的に、今、回ってお願いしています。実際には、ぜひ使いたいということで契約してくれるところなんかももう出てきていますので、一つは、美幌に関わる法人、会社で関わってもらったり、その広がりや、あとは、そこに関わる相談員というか、調整する人が2人ほどついてくれますので、その方々が、今度は個人とか、幅広く対応してくれると思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 企業のテレワークとかから広がる部分というのもあるだろうと私も思っていますし、それは、去年かおとしに質問をさせていただいて、そういったところが実現に向けて動いているというのを大変うれしく思っておりますので、できるだけ私も応援していきたいなと思っております。

では、ちょっとまた話が変わって、先ほど町長が若い人たちの生活の部分のお話をされました。私も、そこを町として支援していく考え方というのを持っていくべきかなと思っているので、その点に関して、何点か質問をさせていただきたいと思いません。

まず、現実には、やはり所得が上がらなくてという若い人たちも本当にいます。特に、美幌町はほかのまちからすると、やはり家賃相場は高めです。

そういった中で、若い人たちの自立を促す家賃補助だったり、あとは、住宅ローンの補助だったりとか、そういった、全てをただあげるではなくて。では、どういう形で行うかという、例えば、今、自治会とかの担い手も減ってきているので、そういった取組に対しての美幌のサポーターとして登録してもらおうと。美幌町のイベントのスタッフとか、自治会の中に入ってもらう、実際、担い手をしてもらうとか、そう

いったところでの謝礼を出すとかです。そういった形でのお互いに助け合うというやり方というのはあるのかなと思うのですが、そういったところを検討していく考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 実際にどういうことができるかということで、いろいろなことをやはり考えたのです。私が今言うことを全てやるということではなくて、ふだん考えたことというのは、やはり、今、木村議員がおっしゃったように、気になっていることは住宅の家賃が高いという話です。

だから、そうなると、ほかのところやっている例とすれば、一定期間住んでいただいたら、そういう支援金がもらえるとか。実際、今回、結婚準備支援金の額を30万円から60万円に上げるということも、具体的に施策としてさせていただいております。

例えば、住宅リフォームなんかにおいて、若者がやる場合にはちょっと加算するとか。やるやらないは別ですよ。そういういろいろなことで若者を本当に皆さんとこれから大事にしなければいけないなど。さっき言った少子化対策の中で考えれば、そういう人たちとどう向き合うかということに対しては、いろいろなことをみんなと協議して考えていかなければいけないのかなという。

ただ、これもあれもできるわけではないので、その辺は、やはり、皆さんにも相談するし、内部でもしっかり協議した中で、そういう対策をやる必要があるかなという認識は持っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私たちもちろんアンテナを張って、こういった機会でもまた伝えていきたいと思いますが、ぜひ、町長のびほろ未来ミーティングを活用して、若い人たちと意見交換して、実際に、本当に

どういう生活を送っているのか、そして、若い人たちが求めるものを、直接、ぜひ耳を傾けていただけたらいいのかなと思います。

その中で、今、町長から結婚生活支援金の話がありました。こちらの考え方についてちょっと伺いたいのですが、今現状、所得制限が設けられているかと思いません。また、用途を見ると、住宅費用や引越し費用という特定の用途に限られているのかなと思うのですが、私は、そうではなくて、美幌町で結婚してくれて、ここで生活してくれるという人たちに対してのお祝い金として、用途を絞らないで使ってもらえるような形で出してあげられるほうがいいのではないかなと思います。これは、多分、国からの補助金とかの兼ね合いもあると思いますので、例えば、そこの部分、町独自で上乗せするとかということは考えられないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの結婚の祝い金は、所得制限枠として500万円未満という一定の縛りをかけさせていただいています。

この条件は、議員がおっしゃるとおり、国の補助金を受けている関係でそれに合わせた形での制度設計ということになっているところがございます。

現在のところ、財源として、国の国庫金を充てた上での事業展開ということですか、ちょっと難しいものがあるものですから、現状におきましては、町単独で拡大ということではなくて、国の基準に沿った形での制度展開をさせていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

失礼しました。所得制限なのですけれども、現在400万円だったのですけれども、それを500万円に拡大したということで、その点、訂正をよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 実際に補助金の負担が国費というところでの現状は理解します。

ただ、若い人たち、これからの子育て世代、そして、子供を増やしていくために、やはり、美幌町として若い人たちにどこまでやれるかという美幌の本気をぜひ見せていただきたいと思います。もちろん、国費での補助金は補助金として、また、別に上乗せで、例えば、美幌町でやっていくとかということで、若い人たちを応援するという本気を、ぜひ、今後見せていただきたいなと思っています。

次に進みたいと思いますが、また別の視点で、今、地域みらい留学を活用して美幌高校に入学してくれている生徒さんがいるかと思えます。こういう生徒さんが、せっかく美幌高校に来たけれども、ほかに行ってしまうのではなくて、やはり、そのまま美幌町に残って働きたいと思ってくれることが大事なのだろうと思うのですが、その辺りの何か支援とか、取組というのは考えていらっしゃいますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） そこまでは、今考えておりません。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） この場で要望を言うてはいけないというのは、もちろん把握しておりますが、せっかく町独自でお金を出して、では、何のために美幌高校を存続させるのかというところに私は意味があると思っています。せっかく外から意識を持って美幌町に来てくれた若いその力を、ぜひ、美幌に残せるように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 地域に高校があるという意味は、確かに、そういう若い人材

がそこにいると。それから、そこで学んでいるということの意義というのは、たくさん関連しているのです。

今度は、そこで学んだ人たちが、そこに来た人が全て地元に残ってもらってというのは、これは、なかなか行政がこうしたいという思いと、やはり、今度は地域で全ての受皿としても根本的に形を変えていかないと難しいと思うのです。

ですから、思いとすれば、当然、美幌に来た人に残ってもらうことがベストだと思います。ただ、それは思いであって、それが確実にこれとこれとこういうところにはめてくということは、これから地域の皆さんと考える必要があるのかなと思っています。

行政として私は残ってほしいですけども、そういう思いであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） もちろん、来てくれた本人の人生ですので、もう絶対ここに残りなさいとか、これをしなければ駄目だということを言えないのは、重々承知しております。ただ、美幌町に残りたい、もしくは、一回、大学とか専門学校で外に出るけれども、美幌に戻ってきたいと思ってもらえるような受皿というのは、やはり、民間企業とか、その他団体とも連携して考えていくべきかなと思います。

それとまた別な話になりますが、先ほど移住相談のK I T E Nの話にちょっと触れさせていただきました。ごめんなさい。話が飛び飛びで申し訳ありません。

これから、その移住相談の中で、まちからちょっと離れた郊外のところに移住相談の施設、K I T E Nができるわけですけども、ここに相談に行く人の移動手段です。車がない人とかの移動手段の確保というのは、何か考えていらっしゃいますか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 端的に言う

と、今現在、特段、まだ検討はしてございません。

ただ、この4月からオープンするということで、議員がおっしゃるとおり、移住相談のみならず、関係人口の拡充、拡大を図るために、私自身も非常に期待していますし、より多くの皆さんに使っていただけるような施設にしていかなければならないと思っております。

4月からスタートして、どのような運営がなされるのか、利用がどこまで広がるか、しっかりと見極めた中で、例えば、郊外にあるわけですから、今御指摘のとおり、交通手段がなければ利用が進まないということが見えてくれば、そこは、やはりしっかり何らかの策を考えなければいかぬと思っております。

現状では検討はしておりませんが、走り出しながら、いろいろ必要な部分は考えていきたい、そのように考えております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 時間がないので、次に参りたいと思います。

観光振興についてなのですが、町長から、先ほどみどりの村について今後、みどりの村全体の方向性を検討してまいりたいという答弁をいただきました。

その前に、みどりの村のコンセプトとして、地域住民の余暇の有効活用と健康増進等という答弁をいただいておりますが、みどりの村全体の方向性とは、どういうお考えなのかなと。あくまでも地域住民が対象、もちろん町の施設なので地域住民の人たちにも楽しんでもらえるということは必要だと思うのですが、あくまで地域住民が対象としてのみどりの村の方向性なのか、その辺りの考えを伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 本当は観光と考えておられるのでしょうかけれども、私は、こ

こに答弁に書いてあるとおり、交流拠点とか、学びとか、憩いの場、ベースになるのは町民、それから、この地域の人たちということ。それは、エリアの大きさも含めて、そういう認識のほうが、そして、博物館もありますし、そういう意味で、今回、観光というのは、あえて答弁書に入れなかったわけです。

結果として、観光になるのはいいのです。最初から観光ではないという。それは、もう今までの流れを見ますと、やはり、皆さん、行くところがないので、行事をやると、家族連れが本当にたくさん来てくれるのです。そういう意味では、まずは町民の方があそこに行くてくれることを望んでいる、また、地域から来てほしいという思いであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） みどりの村は、グリーンビレッジの宿泊施設もあつたり、キャンプ場もあります。こういったところに泊まりに来たいという人は、地域住民なのではないでしょうか。結果的に観光につながると町長はおっしゃったと思うのですが、その観光の部分伸ばしても、別に地域住民が使いにくくなるという、必ずしもそういう結果にはならないと私は思っています。あれだけのフィールドで、キャンプ場もあつて宿泊施設もある中で、もっと観光に特化して活用したら、本当に美幌町にとってもいい起爆剤になるのではないかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 観光に特別こだわるわけではないのですけれども、今はもうたくさんいろいろな方が来ていますし、本当に、コロナ禍前は外国の方も来てもらって、それはそれでいいのです。ですから、併用型でいいのですけれども、何を言いたいかというと、何かどこかの観光、例えば、前に木村議員に提案いただいたフォレ

ストアドベンチャーという遠軽がやっているような、ああいう面積があつて、どんと、まずそれだけに特化してやるということもいいと思います。私は、みどりの村の広さを考えると、そこまでは望んでいないのですけれども、ただ、今回、K I T E Nに関わる業者の方々が、若い皆さんが何かあそこを活力ある場所にしたいと町にも申し出てくれているので、そういう方の御意見も聞きながら、これからいろいろなことを考えていけばいいのかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） ということは、今K I T E Nに入る民間事業者があそこをもっと活用して、そういった外から来た人たちも楽しめるようなフィールドにしたいという提案があつたときには、それは考えるということでの受け止めでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） そういう提案がされれば、真摯に受け止めたいと思って、いずれにしても、今のままでは駄目というのは、もう自分もずっと思っています。そういう意味では、今回、民間サイドであそこを運営していただけることによって、その人たちも、ああ、いい環境をこのまま置いておくのはもったいないという話をいろいろ担当としていただいているので、繰り返しますけれども、もしそういう提案を受ければ、真摯にその内容を受け止めたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） そういうきっかけがあれば考えていけるということと、このままでは駄目だという認識を持たれているということは理解しました。

今回、弟子屈、川湯で大手のリゾートが出てくる。まだ先の話にはなると思うので

すが、先ほど、私は、美幌峠の道の駅においても追い風になる可能性がかなり高いというお話もしましたが、逆に一步間違うと危機に感じる可能性も十分あるだろうと私は思っています。町としてどう取り組んでいくかによって、追い風にもなるし、向かい風にもなるだろうと思っております。

なので、やはり、みどりの村の有効活用というのは、そういった中で追い風にしようとする、美幌峠から町内での飲食、そして、みどりの村での何かアクティビティーとか、博物館、こういったところで、まちを横断する形で楽しんでもらうというのが、やはり一つ、大事だし、重要になってくるのではないかなと私は思うのですが、その辺りの認識はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） みどりの村だけではなく美幌峠も含めて、今まではレストハウス、でも、これがちょっと流れが変わって、ここの滞在型とか、そういうことを考えたときに、みどりの村だけが一つのポイントとは思っていません。もうちょっと町全体の中で考える必要があると思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 最後です。今、町長がおっしゃったように、大きく美幌峠、峠の湯、町内の飲食店、みどりの村、そして、宿泊施設、この事業者が、やはりみんな連携して意見交換しながら、美幌町の観光という一つの目的に面に取り組んでいくことが必要と思います。

その上で、ぜひ町にリードしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいま御意見いただいたことをしっかり受け止めたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時55分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員